

本資料のうち、枠囲みの内容
は、機密事項に属しますので
公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7添-1-001-1-14 改0
提出年月日	2020年6月11日

V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））

との整合性に関する説明書

（その14）：中央制御室、通信連絡設備、緊急時対策所

2020年6月

東京電力ホールディングス株式会社

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(e) 誤操作の防止	<p>1.10 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.2 発電用原子炉設置変更許可申請（平成 25 年 9 月 27 日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合（誤操作の防止）</p> <p>第十条 適合のための設計方針 1について</p> <p><u>設計基準対象施設は、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器・弁等に対して、色分けや銘板取り付け等の識別管理や人間工学的な操作性も考慮した監視操作エリア・設備の配置、中央監視操作の盤面配置、理解しやすい表示方法とともに施錠管理を行い、運転員等の誤操作を防止する設計とする。</u></p> <p>また、保守点検において誤りが生じにくくする留意した設計とする。</p> <p>運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保される設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉設置変更許可申請（平成 25 年 9 月 27 日申請）に係る設計基準対象追加設備についても誤操作を防止する設計とする。</p>	<p>【計測制御系統施設】 (要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 1. 中央制御室機能 1.2 中央制御室制御盤等 <中略></p> <p><u>設計基準対象施設は、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器・弁等に対して、色分けや銘板取付等の識別管理や人間工学的な操作性も考慮した監視操作エリア・設備の配置、中央監視操作の盤面配置、理解しやすい表示方法とともに施錠管理を行い、運転員等の誤操作を防止する設計とする。</u></p> <p>また、保守点検において誤りが生じにくくする留意した設計とする。</p> <p>中央制御室制御盤は、表示装置（CRT 及びフラットディスプレイ）及び操作器を系統ごとにグループ化して主盤又は大型表示盤に集約し、操作器のコード化（色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別），並びに、表示装置の操作方法に統一性を持たせ、大型表示盤により運転員同士の情報共有及びプラント設備全体の情報把握を行うことで、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに、容易に操作ができる設計とする。</p> <p><中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>また、中央制御室は耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、</u></p> <p><u>放射線防護措置（遮蔽及び口(3)(i)a.(e)-①換気空調設備の再循環運転の実施）、口(3)(i)a.(e)-②火災防護措置（感知・消火設備の設置）、口(3)(i)a.(e)-③照明用電源の確保措置を講じ、</u></p>	<p>6. 計測制御系統施設 6.10 制御室 6.10.1 通常運転時等 6.10.1.4 主要設備 6.10.1.4.1 中央制御室 <中略> (地震) <u>中央制御室及び制御盤は、耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また、制御盤は床等に固定することにより、地震発生時においても運転操作に影響を与えない設計とする。さらに、制御盤に手摺を設置するとともに天井照明設備には落下防止措置を講じることにより、地震発生時における運転員の安全確保及び制御盤上の操作器への誤接触を防止できる設計とする。</u></p>	<p>1. 中央制御室機能 <中略></p> <p>中央制御室（「6,7号機共用」（以下同じ。））は以下の機能を有する。 <u>中央制御室機能を有する中央制御室は耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、発電用原子炉の事故対策に必要な各種指示計、原子炉制御系統及び原子炉停止系統に係る設備関係、発電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護系及び工学的安全施設関係の操作盤は、中央制御室に集中して設ける設計とする。</u> <中略></p> <p>1.4 居住性の確保 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、中央制御室の気密性、遮蔽その他適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質並びに火災等により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じることにより、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び入りするための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、多重性を有する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の口(3)(i)a.(e)-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の口(3)(i)a.(e)-①を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の口(3)(i)a.(e)-②a～口(3)(i)a.(e)-②cは、設置変更許可申請書（本文（五号））の口(3)(i)a.(e)-②を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の口(3)(i)a.(e)-③は、設置変更許可申請書（本文（五号））の口(3)(i)a.(e)-③を具体的</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置 2.2 換気設備 2.2.1 中央制御室換気空調系 <input type="checkbox"/> (3) (i) a. (e)-① 中央制御室の換気及び冷暖房は、中央制御室送風機（6, 7号機共用）、中央制御室排風機（6, 7号機共用）、中央制御室再循環フィルタ装置（「6, 7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室再循環送風機（「6, 7号機共用」（以下同じ。））等から構成する中央制御室換気空調系により行う。 中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び落下火碎物に対し、中央制御室換気空調系の外気取入れを手動で遮断し、再循環方式に切り替えることが可能な設計とする。 <中略> 【火災防護設備】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 火災防護設備の基本設計方針 1.2 火災の感知及び消火 1.2.1 火災感知設備 <input type="checkbox"/> (3) (i) a. (e)-②a 火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、又は炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため炎が生じた時点で感知することができ火災の早期感知に優位性がある非アナログ式の炎感知器から、異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p>	に記載しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p><中略></p> <p>□(3)(i)a.(e)-②b 火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室等に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.2.2 消火設備</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の□(3)(i)a.(e)-②c 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動起動又は中央制御室からの手動起動による固定式消火設備である二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、SLCポンプ・CRDポンプ局所消火設備、電源盤・制御盤消火設備、ケーブルトレイ消火設備又は5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備を設置して消火を行う設計とする。</p> <p>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】</p> <p>（基本設計方針）</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>6. その他</p> <p>6.3 安全避難通路等</p> <p><中略></p> <p>□(3)(i)a.(e)-③ 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p> <p>非常用照明は非常用低圧母線、直流非常灯は非常用直流電源設備に接続し、非常用ディーゼル発電設備からも電力を供給できる設計とともに、蓄電池内</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(3)(i)a.(e)-④環境条件を想定しても、運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作することができる設計とするとともに、現場操作についても同様な環境条件を想定しても、設備を容易に操作することができる設計とする。</p>	<p>6.10.1.2 設計方針</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の主要な計測及び制御装置は、中央制御室に配置し、集中的に監視及び制御が行えるようする。また、制御盤は誤操作、誤判断を防止でき、かつ、操作が容易に行えるよう人間工学的な観点からの考慮を行う設計とする。また、中央制御室にて同時にたらされる環境条件（地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失、ばい煙や有毒ガス、降下火碎物による操作雰囲気の悪化及び低温）を想定しても安全施設を容易に操作することができる設計とする。</p>	<p>蔵型照明は共通用低圧母線等に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。 直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能な設計とする。 設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型照明として、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト）（「6,7号機共用、5号機及び7号機に保管」（以下同じ。））を配備する。 乾電池内蔵型照明（ヘッドライト）は全交流動力電源喪失時に作業場所までの移動に必要な照明を確保できるよう内蔵蓄電池を備える設計とし、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室に配備する。 <中略> 【計測制御系統施設】 (要目表) 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 1. 中央制御室機能 1.2 中央制御室制御盤等 <中略> □(3)(i)a.(e)-④当該操作が必要となる理由となつた事象が有意な可能性をもって同時にたらされる環境条件及び発電用原子炉施設で有意な可能性をもって同時にたらされる環境条件（地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失並びに燃焼ガスやばい煙、有毒ガス、降下火碎物及び低温による操作雰囲気の悪化）を想定しても、運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室において操作に必要な照明の確保等により容易に操作することができる設計とするとともに、現場操作についても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に操作が必要な箇所は環境条件を想定し、適切な対応を行うことにより容易に操作することができる設計とする。</p>	設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(e)-④は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(e)-④を具体的に記載しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(u) 中央制御室	<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第二十六条</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>1 一及び三について</p> <p><u>中央制御室は、発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況並びに主要パラメータを監視できるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行なうことができる設計とする。</u></p> <p>(1) 発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況の監視及び操作を行うことができる設計とする。</p> <p>(2) 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ及びそれらの関連する系統の健全性を確保するため、炉心の中性子束、制御棒位置、一次冷却材の圧力・温度・流量、原子炉水位、原子炉格納容器内の圧力・温度等の主要パラメータの監視が可能な設計とする。</p> <p>(3) 事故時において、事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力・温度等の監視が可能な設計とする。</p>	<p>【計測制御系統施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>1. 中央制御室機能</p> <p><u>中央制御室（「6, 7 号機共用」（以下同じ。））は以下の機能を有する。</u></p> <p>中央制御室は耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、基準地震動 S s による地震力に対して機能を喪失しない設計とするとともに、発電用原子炉の事故対策に必要な各種指示計、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備、発電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護系及び工学的安全施設関係の操作盤は、中央制御室に集中して設ける設計とする。</p> <p><u>発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況（発電用原子炉の制御棒の動作状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要な弁の開閉状態）の監視及び操作ができるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行なうことができる設計とする。</u></p> <p>1.2 中央制御室制御盤等</p> <p>中央制御室制御盤は、原子炉制御関係、プロセス計装関係、安全保護系関係、タービン発電機関係、所内電気回路関係等の計測制御装置を設けた主盤及び大型表示盤で構成し、<u>設計基準対象施設の健全性を確認するためには必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、原子炉冷却材の圧力、温度及び流量、原子炉水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御室制御盤において監視、操作する対象を定め、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計及び警報装置（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、計測制御系統施設、放射性廃棄</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、<u>□(3)(i)a.(u)-①監視カメラ、気象観測設備、公的機関から□(3)(i)a.(u)-②気象情報を入手できる設備等を設置し、中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</u></p>	<p>1 二について</p> <p>発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等に加え、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を、屋外に暗視機能等を持った<u>監視カメラ</u>を遠隔操作することにより中央制御室にて把握することができる設計とする。</p> <p>また、津波、竜巻等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータは、<u>気象観測設備</u>等にて測定し中央制御室にて確認できる設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室に<u>公的機関から気象情報を入手できる設備を設置し、地震、津波、竜巻情報等を入手できる設計とする。</u></p> <p>2 について</p> <p><u>□(3)(i)a.(u)-③発電用原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</u></p>	<p>物の廃棄施設及び放射線管理施設の警報装置を含む。)を有する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.3 外部状況把握</p> <p><u>発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、□(3)(i)a.(u)-①津波監視カメラ（「6, 7 号機共用」以下同じ。）（浸水防護施設の設備を計測制御系統施設の設備として兼用（以下同じ。））、風向、風速その他の気象条件を測定する<u>気象観測設備</u>（「1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 号機共用、1 号機に設置」（以下同じ。））を設置し、津波監視カメラの映像、気象観測設備のパラメータ及び<u>公的機関から□(3)(i)a.(u)-②の地震、津波、竜巻情報等の入手により中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</u></u></p> <p>津波監視カメラは暗視機能等を持ち、中央制御室にて遠隔操作することにより、発電所構内の周辺状況（海側及び山側）を昼夜にわたり把握できる設計とする。</p> <p>なお、津波監視カメラは、地震荷重等を考慮し必要な強度を有する設計とともに、7 号機の非常用所内電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>2. 中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>中央制御室外原子炉停止機能は以下の機能を有する。</p> <p><u>火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する□(3)(i)a.(u)-③中央制御室外原子炉停止装置を設ける設計とする。</u></p>	<p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(u)-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(u)-①と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(u)-②は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(u)-②を具体的に記載しており、整合している。</p>	
				<p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(u)-③は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(u)-③と同義であり、整合している。</p>

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(3)(i)a.(u)-④一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるようにするとともに、</p> <p>中央制御室内にとどまり、運転員が必要な操作、措置を行なうことができる設計とする。</p>	<p>(2) また、中央制御室外原子炉停止装置により、上記高温停止状態から残留熱除去系等を使用して、適切な手順により発電用原子炉を低温停止状態に導くことができる設計とする。</p> <p>3 について</p> <p>発電用原子炉の事故対策に必要な各種指示計並びに発電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護系及び工学的安全施設関係の操作盤は、中央制御室に集中して設ける。</p> <p>万一事故が発生した際には、次のような対策により運転員その他従事者が中央制御室に接近可能であり、中央制御室内の運転員その他従事者に対し、過度の放射線被ばくがないように考慮し、中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう設計する。</p>	<p>1. 中央制御室機能 1.5 居住性の確保</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他従事者が中央制御室に入り出すための区域は、□(3)(i)a.(u)-④原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、中央制御室の気密性、遮蔽その他適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質並びに火災等により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じることにより、発電用原子炉の運転停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び出入りするための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、多重性を有する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.4 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、必要な操作及び措置を行なうことができる設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(u)-④は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(u)-④と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、口(3)(i)a.(u)-⑤現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>		<p>1.4 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、必要な操作及び措置を行うことができる設計とする。</p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等の口(3)(i)a.(u)-⑤状況を踏まえ評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	設計及び工事の計画の口(3)(i)a.(u)-⑤は、設置変更許可申請書（本文（五号））の口(3)(i)a.(u)-⑤と同義であり、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気空調系口(3)(i)a.(u)-⑥等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。..</p> <p>口(3)(i)a.(u)-⑦その他、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。..</p>	<p>(1) 想定される最も苛酷な事故時においても、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた緊急作業に係る許容被ばく線量を十分下回るように遮蔽を設ける。ここで想定される最も過酷な事故時としては、原子炉冷却材喪失及び主蒸気管破断を対象とし、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・07・27原院第1号 平成21年8月12日）に定める想定事故相当のソースタームを基とした数値、評価手法及び評価条件を使用して評価を行う。</p>	<p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作及び措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまても、中央制御室遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。））を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、口(3)(i)a.(u)-⑥中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系、中央制御室遮蔽、二次遮蔽壁及び補助遮蔽の機能とあいまって、口(3)(i)a.(u)-⑤「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づく被ばく評価により、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される100mSvを下回る設計とする。..</p> <p><中略></p> <p>【計測制御系統施設】 (要目表) 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 1. 中央制御室機能 1.5 居住性の確保 口(3)(i)a.(u)-⑦中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、中央制御室の気密性、遮蔽その他適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質並びに火災等により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火碎物に対する遮蔽を設ける。..</p>	<p>設計及び工事の計画の口(3)(i)a.(u)-⑥は、設置変更許可申請書（本文（五号））の口(3)(i)a.(u)-⑥を具体的に記載しており、整合している。</p>	
	<p>(2) 中央制御室換気空調系は、事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室換気空調系チャコール・フィルタを通る再循環方式とし、運転員その他の従事者を放射線被ばくから防護することができるよう設計する。</p> <p>(3) 中央制御室は、中央制御室外の火災等により発生するばい煙、有毒ガス及び降下火碎物を想定しても中央制御室換気空調系の外気入れを手動で遮断し、再循環方</p>		<p>設計及び工事の計画の口(3)(i)a.(u)-⑦は、設置変更許可申請書（本文（五号））の口(3)(i)a.(u)-⑦を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(3)(i)a.(u)-⑧中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>式に切り換えることにより、運転員その他従事者を外部からの自然現象等から防護できる設計とする。 なお、事故時において、中央制御室への外気取入れを一時停止した場合に、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じることにより、発電用原子炉の運転停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び出入りするための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、多重性を有する設計とする。</p> <p>□(3)(i)a.(u)-⑧a 炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に、運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室（「6,7号機共用」（以下同じ。））を設ける設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても、可搬型蓄電池内蔵型照明（「6,7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））、中央制御室用差圧計（「6,7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計（「6,7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））により中央制御室内にとどまり必要な操作ができる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても□(3)(i)a.(u)-⑧b 中央制御室に運転員がとどまるため、中央制御室用差圧計（個数2（予備1）、計測範囲0～200Pa）により、コントロール建屋と中央制御室との間が陽圧化に必要な差圧が確保できていること、及びコントロール建屋と中央制御室待避室との間が陽圧化に必要な差圧を確保できていることを把握できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、中央制御室待避室に待避した運転員が、中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うため、データ表示装置（中央制御室待避室）（7号機用1台）を設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場合においても□(3)(i)a.(u)-⑧c 中央制御室内に運転員がとどまるため、中央制御室内及び中央制御室待避</p>	<p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(u)-⑧a～□(3)(i)</p> <p>a.(u)-⑧d は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(u)-⑧を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計（個数3（予備1））を中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p><u>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）と通信連絡を行うため、必要な数量の衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）を設置する設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>2. 換気設備、生体遮蔽装置</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p><中略></p> <p><u>炉心の著しい損傷が発生した場合においても、□(3) (i)a. (u)-⑧d 中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））及び中央制御室待避室遮蔽（可搬型）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））により、中央制御室内にとどまることができる設計とする。</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
(ac) 緊急時対策所 <u>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、口(3)(i)a.(ac)-①対策本部と待機場所から構成する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u> 口(3)(i)a.(ac)-②緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、口(3)(i)a.(ac)-③当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要 <u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u> <中略>	【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.1 緊急時対策所の設置 <u>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を中央制御室以外の場所に設置する。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、口(3)(i)a.(ac)-①5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））から構成され、5号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。</u> <中略> 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所の機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 <u>口(3)(i)a.(ac)-②5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合及び重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、口(3)(i)a.(ac)-③指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、指示要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、必要な指示及び操作を行うことができる設計とする。</u> <u>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対</u>	設計及び工事の計画の口(3) (i)a.(ac)-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の口(3)(i)a.(ac)-①と同義であり、整合している。	設計及び工事の計画の口(3) (i)a.(ac)-②は、設置変更許可申請書（本文（五号））の口(3)(i)a.(ac)-②と同義であり、整合している。	設計及び工事の計画の口(3) (i)a.(ac)-③は、設置変更許可申請書（本文（五号））の口(3)(i)a.(ac)-③と同義であり、整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。		<p>して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「<u>有毒ガス防護に係る影響評価</u>」という。）を実施する。</p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価</u>に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、<u>有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</u></p> <p><u>固定源及び可動源に対しては、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等の状況を踏まえ評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、指示要員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>可動源の輸送ルートは、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</u></p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p><u>□(3)(i)a.(ac)-④</u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、<u>□(3)(i)a.(ac)-⑤</u>当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p><u>□(3)(i)a.(ac)-⑧</u>できる設計とする。</p>		
□(3)(i)a.(ac)-④緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、□(3)(i)a.(ac)-⑤当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な□(3)(i)a.(ac)-⑥措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる□(3)(i)a.(ac)-⑦設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる□(3)(i)a.(ac)-⑧できる設計とする。		<p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(ac)-④は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(ac)-④と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(ac)-⑤は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(ac)-⑤と同義であり、整合している。</p>		
				設計及び工事の計画の□(3)

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(ad) 通信連絡設備	<p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>□(3)(i)a.(ad)-①a 通信連絡設備は、□(3)(i)a.(ad)-②通信連絡設備（発電所内）... 安全パラメータ表示システム（SPDS）、□(3)(i)a.(ad)-③通信連絡設備（発電所外）... データ伝送設備□(3)(i)a.(ad)-①b から構成される。...</p>	<p>壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するためには必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる□(3)(i)a.(ac)-⑦a 情報収集設備を設置する。...</p> <p><中略></p> <p>c. 通信連絡</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備として、緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。なお、データ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と□(3)(i)a.(ac)-⑦b 通信連絡できる設計とする。...</p> <p><中略></p> <p>【計測制御系統施設】</p> <p>（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 通信連絡設備</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、□(3)(i)a.(ad)-②警報装置及び所内通信連絡設備□(3)(i)a.(ad)-①a を設置又は保管する設計とする。...</p> <p>警報装置として、十分な数量の送受話器（ページン</p>	<p>□(i)a.(ac)-⑥は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(ac)-⑥を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(ac)-⑦a 及び□(3)(i)a.(ac)-⑦b は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(ac)-⑦を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(ac)-⑧は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(ac)-⑧と同義であり、整合している。</p>	
			<p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(ad)-①a～□(3)(i)a.(ad)-①d は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(ad)-①a 及び□(3)(i)a.(ad)-①b と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>グ）（警報装置）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」）及び送受話器（ペーディング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，十分な数量の送受話器（ペーディング）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」），送受話器（ペーディング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS端末及びFAX）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））<u>口(3)(i)a.(ad)-①b</u>を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>（2）安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>を設置する設計とする。</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用） <p><中略></p> <p>（3）通信連絡設備（発電所外）</p> <p><u>通信連絡設備（発電所外）</u>は，設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，自治体，その他関係</p>	<p>グ）（警報装置）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」）及び送受話器（ペーディング）（警報装置）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として，十分な数量の送受話器（ペーディング）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」），送受話器（ペーディング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS端末及びFAX）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>（「7号機設備」，「6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。））<u>口(3)(i)a.(ad)-①b</u>を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本社，国，地方公共団体，その他関係機関の必要箇所へ</p>	<p>（i）a.（ad）-②は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>口(3)(i)a.(ad)-②</u>と同義であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>口(3)</u>（i）a.（ad）-③は，設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>口(3)(i)a.(ad)-③</u>と同義であり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
<p>□(3)(i)a.(ad)-④発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことが可能な設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） ・専用電話設備（6号及び7号炉共用） ・衛星電話設備（社内向）（6号及び7号炉共用） ・衛星電話設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用） ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用） <p><中略></p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成する<u>データ伝送設備を設置する</u>設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ伝送設備（6号及び7号炉共用） <p><中略></p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる□(3)(i)a.(ad)-③所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））□(3)(i)a.(ad)-①cを設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））□(3)(i)a.(ad)-①dを一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>□(3)(i)a.(ad)-④原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。警報装置として、送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）、送受話器（ページング）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）</p>	<p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(ad)-④は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(ad)-④を具体的に記載しており、整合している。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(3)(i)a.(ad)-⑤発電用原子炉施設には、<u>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</u></p>	<p>(2) <u>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</u></p>	<p>（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））、<u>電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）、電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（常設）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））、無線連絡設備（常設）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</u> <u>また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。</u> <u><中略></u> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p><u>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる□(3)(i)a.(ad)-⑤所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</u></p> </p>	<p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(ad)-⑤は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(ad)-⑤を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>□(3)(i)a.(ad)-⑥通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</u></p> <p><u>□(3)(i)a.(ad)-⑦これらの通信連絡設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p><u>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</u></p> <p><u>(3) 通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p><u>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。</u></p> <p><u>□(3)(i)a.(ad)-⑥所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、有線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））、衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</u></p> <p><u>□(3)(i)a.(ad)-⑦所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>【非常用電源設備】</p> <p>（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備</p> <p>3.4 通信連絡設備用直流電源設備</p> <p>　　送受話器（ページング）用48V蓄電池（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））（48V, 2400Ah/組（10時間率）のものを1組（1組当たり24個））及び5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（48V, 1000Ah/組（10時間率）のものを1組（1組当たり25個））は、外部電源が期待できない場合においても、通信連絡設備の動作に必要な電力を給電できる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(ad)-⑥は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(ad)-⑥と同義であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(ad)-⑦は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(ad)-⑦と同義であり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(3)(i)a.(ad)-⑧発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>10.12.2 重大事故等時 10.12.2.1 概要</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</u></p> <p><中略></p> <p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備 <中略> a. 通信連絡設備（発電所外） <u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う</u></p>	<p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略> <u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な□(3)(i)a.(ad)-⑧a 所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に各一式設置する設計とする。 <中略> 4.2 通信連絡設備（発電所外） <中略> <u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な□(3)(i)a.(ad)-⑧b 所外通信連絡</u></p>	<p>設計及び工事の計画の□(3)(i)a.(ad)-⑧a 及び□(3)(i)a.(ad)-⑧b は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(i)a.(ad)-⑧を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p><u>ための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(vi) 中央制御室	<p>6.10 制御室</p> <p>6.10.1 通常運転時等</p> <p>6.10.1.1 概要</p> <p>中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行なうことができる設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>【計測制御系統施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>1. 中央制御室機能</p> <p>中央制御室（6, 7号機共用（以下同じ。））は以下の機能を有する。</p> <p>中央制御室は耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、基準地震動 S s による地震力に対して機能を喪失しない設計とともに、発電用原子炉の事故対策に必要な各種指示計、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備、発電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護系及び工学的安全施設関係の操作盤は、中央制御室に集中して設ける設計とする。</p> <p>発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況（発電用原子炉の制御棒の動作状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要な弁の開閉状態）の監視及び操作ができるとともに、<u>発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行なうことができる設計とする。</u></p> <p>1.2 中央制御室制御盤等</p> <p>中央制御室制御盤は、原子炉制御関係、プロセス計装関係、安全保護系関係、タービン発電機関係、所内電気回路関係等の計測制御装置を設けた主盤及び大型表示盤で構成し、<u>設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、原子炉冷却材の圧力、温度及び流量、原子炉水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、</u>全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御室制御盤において監視、操作する対象を定め、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計及び警報装置（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設及び放射線管理施設の警報装置を含む。）を有する設計とする。</p> <p><中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、 ～(5) (vi) -①監視カメラ、気象観測設備、公的機関から ～(5) (vi) -②気象情報を入手できる設備等を設置し、 中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性 のある自然現象等を把握できる設計とする。</p>	<p>6.10.1.2 設計方針 (7) 昼夜にわたり、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握することができる設計とする。</p> <p>6.10.1.4 主要設備 6.10.1.4.1 中央制御室 <中略> 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握するため遠隔操作、暗視機能等を持った監視カメラを設置し、中央制御室で監視できる設計とする。 <中略> 中央制御室において発電用原子炉施設の外の状況を把握するための設備については、「1.1.1.4 外部からの衝撃」で選定した発電所敷地で想定される自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあつて人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象や発電所構内の状況を把握できるように、以下の設備を設置する。</p> <p>a. 監視カメラ 想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、森林火災、飛来物（航空機落下等）、近隣工場等の火災、船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。</p> <p>b. 気象観測設備等の設置 風（台風）、竜巻、凍結、降水等による発電所構内の状況</p>	<p>1.3 外部状況把握 発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、～(5) (vi) -①津波監視カメラ（「6, 7号機共用」（以下同じ。））（浸水防護施設の設備を計測制御系統施設の設備として兼用（以下同じ。））、風向、風速その他の気象条件を測定する気象観測設備（「1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用、1号機に設置」（以下同じ。））を設置し、津波監視カメラの映像、気象観測設備のパラメータ及び公的機関から～(5) (vi) -②の地震、津波、竜巻情報等の入手により中央制御室から地震、津波、竜巻情報等の発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の～(5) (vi) -①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -①と同義であり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の～(5) (vi) -②は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -②を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>～(5) (vi) -③発電用原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持するために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>原子炉冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるようとともに、</p>	<p>況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。また、津波及び高潮については、津波監視設備として取水槽水位計を設置する。</p> <p>c. 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置 地震、津波、竜巻、落雷等の発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、FAX、及び社内ネットワークに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。</p> <p>6.10.1.1 概要 <中略> また、中央制御室内での操作が困難な場合に、原子炉をスクラム後の高温状態から低温状態に導くことのできる中央制御室外原子炉停止装置を設置する。</p>	<p>2. 中央制御室外原子炉停止機能 中央制御室外原子炉停止機能は以下の機能を有する。 <u>火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する</u> ～(5) (vi) -③中央制御室外原子炉停止装置を設ける設計とする。</p> <p>1. 中央制御室機能 1.5 居住性の確保 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、中央制御室の気密性、遮蔽その他適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質並びに火災等により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び落下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じることにより、発電用原子炉の運転停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び出入りするための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ることができるように、多重性を有する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の～(5) (vi) -③は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -③と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>中央制御室内にとどまり、運転員が必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、必要な操作及び措置を行うことができる設計とする。そのため、(vi) -④有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、(vi) -⑤現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</u></p>		<p>1.4 有毒ガスに対する防護措置 <u>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、必要な操作及び措置を行うことができる設計とする。</u> <中略></p> <p>1.4 有毒ガスに対する防護措置 <u>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、必要な操作及び措置を行うことができる設計とする。</u> <u>(vi) -④敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u> <u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</u> <u>固定源及び可動源に対しては、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等の(vi) -⑤状況を踏まえ評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</u> <u>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</u></p>	<p>設計及び工事の計画の(vi) -④は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(vi) -④を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の(vi) -⑤は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(vi) -⑤と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気空調系へ(5)(vi) -⑥等の機能とあいまって、へ(5)(vi) -⑦「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。換気システムは他と独立して設け、事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室換気空調系チャコール・フィルタを通る再循環運転方式とし運転員その他従事者を過度の放射線被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室換気空調系チャコール・フィルタで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>6.10.1.4 主要設備 6.10.1.4.1 中央制御室 <中略></p> <p>また、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気空調系等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。換気システムは他と独立して設け、事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室換気空調系チャコール・フィルタを通る再循環運転方式とし運転員その他従事者を過度の放射線被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室換気空調系チャコール・フィルタで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作及び措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまても、中央制御室遮蔽（「6,7号機共用」（以下同じ。））を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、へ(5)(vi) -⑥中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系、中央制御室遮蔽、二次遮蔽壁及び補助遮蔽の機能とあいまって、へ(5)(vi) -⑦「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づく被ばく評価により、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に示される100mSvを下回る設計とする。また、運転員その他従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生するばい煙や有毒ガス及び降下火碎物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【計測制御系統施設】 (要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 1. 中央制御室機能 1.5 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室内に運転員がとどまるため、中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素濃度及び二</p>	<p>設計及び工事の計画のへ(5)(vi) -⑥は、設置変更許可申請書（本文（五号））のへ(5)(vi) -⑦を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のへ(5)(vi) -⑦は、技術基準規則及びその解釈に示されている内規及び告示を記載していることから、設置変更許可申請書（本文（五号））のへ(5)(vi) -⑦と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>～(5) (vi) -⑧中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p><中略></p> <p>6.10.2 重大事故等時 6.10.2.2 設計方針 (1) 居住性を確保するための設備 重大事故が発生した場合における炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に、放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設ける設計とする。</p>	<p>酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計（個数3（予備1））を中央制御室内に保管する設計とする。 <中略> 1.5 居住性の確保 <中略></p> <p>～(5) (vi) -⑧a 炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に、運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室（「6,7号機共用」（以下同じ。））を設ける設計とする。 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、可搬型蓄電池内蔵型照明（「6,7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））、中央制御室用差圧計（「6,7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計（「6,7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））により中央制御室内にとどまり必要な操作ができる設計とする。 <中略> 炉心の著しい損傷が発生した場合においても～(5) (vi) -⑧b 中央制御室に運転員がとどまるため、中央制御室用差圧計（個数2（予備1）、計測範囲0～200Pa）により、コントロール建屋と中央制御室との間が陽圧化に必要な差圧が確保できていること、及びコントロール建屋と中央制御室待避室との間が陽圧化に必要な差圧を確保できていることを把握できる設計とする。 炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、中央制御室待避室に待避した運転員が、中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うため、デジタル表示装置（中央制御室待避室）（7号機用1台）を設置する設計とする。 <中略> 設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場合においても～(5) (vi) -⑧c 中央制御室内に運転員がとどまるため、中央制御室内及び中央制御室待避室内の</p>	<p>設計及び工事の計画の～(5) (vi) -⑧a～～(5) (vi) -⑧dは、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -⑧を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計（個数3（予備1））を中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）と通信連絡を行うため、必要な数量の衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）を設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【放射線管理施設】</p> <p>（基本設計方針）</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>2. 換気設備、生体遮蔽装置</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p><中略></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても、～(5)</p> <p>(vi) -⑧d 中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））及び中央制御室待避室遮蔽（可搬型）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））により、中央制御室内にとどまることができる設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても、(vi) -⑨運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、可搬型蓄電池内蔵型照明、中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p> <p>～(5) (vi) -⑩炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、可搬型蓄電池内蔵型照明、中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p> <p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央</p>	<p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略> 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、(vi) -⑨a 中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）、「6, 7号機共用」（以下同じ。）、中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））及び中央制御室待避室遮蔽（可搬型）（「6, 7号機共用」（以下同じ。））により、中央制御室内にとどまることができる設計とする。 <中略> 【計測制御系統施設】 (要目表) 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 1. 中央制御室機能 1.5 居住性の確保 <中略> 炉心の著しい損傷が発生した場合において、可搬型蓄電池内蔵型照明（「6, 7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））、(vi) -⑨b 中央制御室用差圧計（「6, 7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計（「6, 7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））により、中央制御室内にとどまり必要な操作ができる設計とする。 <中略> 【放射線管理施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略> 炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に、運転員の</p>	<p>設計及び工事の計画の(vi) -⑨a 及び(vi) -⑨b は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(vi) -⑨を具体的に記載しており、整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の(vi) -⑩</p>

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>備として、中央制御室可搬型陽圧化空調機は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において中央制御室を陽圧化することにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避室を中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）で陽圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽（常設）は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。また、全面マスク等の着用及び運転員の交代要員体制を（5）（vi）-⑪考慮し、その実施のための体制を整備する。</p>	<p>制御室及び中央制御室待避室の運転員を過度の放射線被ばくから防護するために中央制御室可搬型陽圧化空調機を使用する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避室を中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）で陽圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽（常設）は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等（電動ファン付き全面マスク又は全面マスク）の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p>	<p>被ばくを低減するため、中央制御室待避室には、遮蔽設備として、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）及び中央制御室待避室遮蔽（可搬型）を設ける。中央制御室待避室は、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）で陽圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>（5）（vi）-⑩中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）及び中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において仮設ダクトを用いて中央制御室を陽圧化することにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>2.3 生体遮蔽装置 <中略></p> <p>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な設備を施設し、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に取り込まれた外気による線量及び入退域時の線量が、全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を（5）（vi）-⑪整備することで、中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、二次遮蔽壁、補助遮蔽、中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における居住性に係る被ばく評価では、設計基準事故時の手法を参考にするとともに、炉心の著しい損傷が発生した場合に放出される放射性物質の種類、全交流動力電源喪失時の中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）の起動遅れ等、炉心の著しい損傷が発生した場合の評価条件を適切に考慮する。</p> <p><中略></p>	<p>(vi) -⑩は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（5）（vi）-⑩を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（5）（vi）-⑪は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（5）（vi）-⑪と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、<u>（5）（vi）-⑭5号原子炉建屋内緊急時対策所と通信連絡を行うため、無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備（常設）を使用する。</u></p> <p>無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備（常設）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために<u>（5）（vi）-⑮必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うためにデータ表示装置（待避室）を設置する。</u></p>	<p>中央制御室可搬型陽圧化空調機は、全交流動力電源喪失時においても<u>常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>b. 通信連絡設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、<u>5号原子炉建屋内緊急時対策所と通信連絡を行うため、無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備（常設）を使用する。</u></p> <p>無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備（常設）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><中略></p> <p>c. データ表示装置（待避室）</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、<u>中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うためにデータ表示装置（待避室）を設置する。</u></p>	<p>（5）（vi）-⑫中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）は、全交流動力電源喪失時においても<u>（5）（vi）-⑬常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>【計測制御系統施設】 (要目表) 2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 1. 中央制御室機能 1.5 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、<u>（5）（vi）-⑭5号原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）と通信連絡を行うため、必要な数量の衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）を設置する</u>設計とする。</p> <p>衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>1.5 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、中央制御室待避室に待避した運転員が、中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うため、<u>（5）（vi）-⑮データ表示装置（中央制御室待避室）（7号機用1台）を設置する</u>設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の（5）（vi）-⑫は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（5）（vi）-⑯と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（5）（vi）-⑬は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（5）（vi）-⑭を詳細設計した結果であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（5）（vi）-⑭は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（5）（vi）-⑮を詳細設計した結果であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（5）（vi）-⑮は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（5）（vi）-⑯と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>データ表示装置（待避室）は、全交流動力電源喪失時においても^{へ(5) (vi) -⑯}常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>^{へ(5) (vi) -⑰}想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時においても^{へ(5) (vi) -⑯}常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために^{へ(5) (vi) -⑯}必要な重大事故等対処設備として、コントロール建屋と中央制御室との間が陽圧化に必要な差圧が確保できていること、及びコントロール建屋と中央制御室待避室との間が陽圧化に必要な差圧を確保できることを把握するため、差圧計を使用する。</p> <p>また、中央制御室内及び中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握^{へ(5) (vi) -⑳}するため、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用する。</p>	<p>データ表示装置（待避室）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><中略></p> <p>d. 中央制御室の照明を確保する設備</p> <p>想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型蓄電池内蔵型照明を使用する。</p> <p>可搬型蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><中略></p> <p>e. 差圧計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、コントロール建屋と中央制御室との間が陽圧化に必要な差圧が確保できていること、及びコントロール建屋と中央制御室待避室との間が陽圧化に必要な差圧を確保できることを把握するため、差圧計を使用する。</p> <p>また、中央制御室内及び中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p><中略></p>	<p>データ表示装置（中央制御室待避室）は、全交流動力電源喪失時においても^{へ(5) (vi) -⑯}常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.5 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>可搬型蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時においても^{へ(5) (vi) -⑯}常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>^{へ(5) (vi) -⑰}重大事故等時に、中央制御室内及び中央制御室待避室内での監視操作に必要な照度の確保は、可搬型蓄電池内蔵型照明（個数3（予備1））によりできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、^{へ(5) (vi) -⑯}中央制御室用差圧計（個数2（予備1）、計測範囲0~200Pa）により、コントロール建屋と中央制御室との間が陽圧化に必要な差圧が確保できていること、及びコントロール建屋と中央制御室待避室との間が陽圧化に必要な差圧を確保できることを把握できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室内に運転員がとどまるため、中央制御室内及び中央制御室待避室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握^{へ(5) (vi) -⑳}できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計（個数3（予備1））を中央制御室内に保管する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の^{へ(5)} ^{(vi) -⑯}は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{へ(5)} ^{(vi) -⑯}を詳細設計した結果であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の^{へ(5)} ^{(vi) -⑰}は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{へ(5)} ^{(vi) -⑰}と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の^{へ(5)} ^{(vi) -⑯}は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{へ(5)} ^{(vi) -⑯}を詳細設計した結果であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の^{へ(5)} ^{(vi) -⑯}は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{へ(5)} ^{(vi) -⑯}と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の^{へ(5)} ^{(vi) -⑰}は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{へ(5)} ^{(vi) -⑰}と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の^{へ(5)} ^{(vi) -⑳}は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{へ(5)} ^{(vi) -⑳}と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の^{へ(5)} ^{(vi) -⑳}は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{へ(5)} ^{(vi) -⑳}と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</u></p> <p><u>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、(5) (vi) -②照明については、乾電池内蔵型照明により確保できる設計とする。</u></p> <p><u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処</u></p>	<p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p><u>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</u></p> <p><u>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、照明については、乾電池内蔵型照明により確保できる設計とする。</u></p> <p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p><u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、非</u></p>	<p>1. 5 居住性の確保 <中略> <u>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</u> <中略></p> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目</p> <p>2. 換気設備、生体遮蔽装置</p> <p>2. 1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略> <u>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</u> <u>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</u> <u>重大事故等時に、身体サーベイ、作業服の着替え等に(5) (vi) -②必要な照度の確保は、中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）（6, 7号機共用）（個数4（予備1））によりできる設計とする。</u> 【原子炉格納施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目</p> <p>3. 圧力低減設備その他の安全設備</p> <p>3. 3 放射性物質濃度制御設備</p> <p>3. 3. 1 非常用ガス処理系</p> <p>(2) 重大事故等時における設計 <u>炉心の著しい損傷が発生した場合に、非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉</u></p>		<p>設計及び工事の計画の(5) (vi) -②は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(5) (vi) -②と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の(5) (vi) -②は、設置変更許可申</p>

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>設備として、<u>非常用ガス処理系を使用する。</u></p> <p><u>非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉区域内に漏えいした放射性物質を含む気体を主排気筒（内筒）から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。</u></p> <p><u>原子炉建屋原子炉区域の気密バウンダリの一部として</u> <u>～(5) (vi) -②③原子炉建屋に設置する原子炉建屋プローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に再閉止できる設計とする。また、現場において、人力により操作できる設計とする。</u></p> <p><u>非常用ガス処理系は、～(5) (vi) -④非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>常用ガス処理系を使用する。</u></p> <p><u>非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉区域内に漏えいした放射性物質を含む気体を主排気筒（内筒）から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。なお、本系統を使用することにより緊急時対策要員の被ばくを低減することも可能である。</u></p> <p><u>非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>本系統の流路として、非常用ガス処理系の乾燥装置、フィルタ装置、配管及び弁並びに主排気筒（内筒）を重大事故等対処設備として使用する。</u></p> <p><u>原子炉建屋原子炉区域の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋プローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に再閉止できる設計とする。</u></p> <p><u>また、現場において、人力により操作できる設計とする。</u></p> <p><u>その他、設計基準事故対処設備である原子炉建屋原子炉区域を重大事故等対処設備として使用し、非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</u></p> <p><u>＜中略＞</u></p>	<p>区域（二次格納施設）内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）内に漏えいした放射性物質を含む気体を主排気筒（内筒）から排気し、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減させることで、中央制御室にとどまる<u>運転員の被ばくを低減する</u>～(5) (vi) -②③ ことができる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>(2) 重大事故等時における設計</p> <p><u>炉心の著しい損傷が発生した場合に、非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）内に漏えいした放射性物質を含む気体を主排気筒（内筒）から排気し、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減させることで、中央制御室にとどまる運転員の被ばくを低減する</u>ことができる設計とする。</p> <p><u>炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起動する際に、～(5) (vi) -②③a 燃料取替床ブローアウトパネルを閉止する必要がある場合には、中央制御室から燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置（個数4）を操作し、容易かつ確実に開口部を閉止できる</u>設計とする。<u>また、燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置は現場においても、人力により操作できる</u>設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系は、～(5) (vi) -④非常用ディーゼル発電設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u>また、燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系の流路として、設計基準対象施設である非常用ガス処理系乾燥装置、非常用ガス処理系フィルタ装置、主排気筒（内筒）、原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）、原子炉建屋機器搬出入口及び原子炉建屋エアロックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備とし</u></p>	<p>請書（本文（五号））の～(5) (vi) -②③と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の～(5) (vi) -②③a 及び～(5) (vi) -②③b は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -②③を詳細設計した結果であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の～(5) (vi) -④は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -④と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																												
<p>中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）及び中央制御室待避室遮蔽（可搬型）は、チ、(1)、(v)遮蔽設備に記載する。</p> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）及び中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）は、チ、(1)、(vi)換気空調設備に記載する。</p> <p>代替交流電源設備は、ヌ、(2)、(vi)代替電源設備に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p><u>中央制御室遮蔽（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>～(5) (vi) -② (チ、(1)、(v)と兼用)</p>	<p>常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>第6.10-2表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. <u>中央制御室遮蔽（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>ての設計を行う。</p> <p>2. 原子炉建屋</p> <p>2.1 原子炉建屋原子炉棟等</p> <p><中略></p> <p>原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる設計とする。<u>原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）の気密バウンダリの一部として</u> (5) (vi) -②b <u>原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）に設置する主蒸気系トンネル室プローアウトパネルは、閉状態の維持が可能な設計とする。</u></p> <p>【放射線管理施設】 (要目表)</p> <p>3 生体遮蔽装置の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料</p> <p>b. 中央制御室遮蔽 ・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名種類</th> <th rowspan="2">主要寸法 [最小厚さ mm * 1 * 2 * 3]</th> <th rowspan="2">冷却方法</th> <th rowspan="2">材</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>名種類</th> <th>主要寸法 [最小厚さ mm]</th> <th>冷却方法</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生体遮蔽装置</td> <td>コントロール建屋</td> <td>地上1階 T.M.S.L. 12300mm</td> <td>自然冷却</td> <td>普通コンクリート (密度 2.15 g/cm³以上)</td> <td>生体遮蔽装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地上2階 T.M.S.L. 17300mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>屋上階 T.M.S.L. 24100mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：記載の適正化を行う。既工事計画書の「m」を「mm」と記載する。 *2：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。 *3：主要寸法欄は（ ）内に公称値を示す。</p>	名種類	主要寸法 [最小厚さ mm * 1 * 2 * 3]	冷却方法	材	変更後		名種類	主要寸法 [最小厚さ mm]	冷却方法	材	生体遮蔽装置	コントロール建屋	地上1階 T.M.S.L. 12300mm	自然冷却	普通コンクリート (密度 2.15 g/cm ³ 以上)	生体遮蔽装置			地上2階 T.M.S.L. 17300mm						屋上階 T.M.S.L. 24100mm					
名種類	主要寸法 [最小厚さ mm * 1 * 2 * 3]	冷却方法					材	変更後																								
			名種類	主要寸法 [最小厚さ mm]	冷却方法	材																										
生体遮蔽装置	コントロール建屋	地上1階 T.M.S.L. 12300mm	自然冷却	普通コンクリート (密度 2.15 g/cm ³ 以上)	生体遮蔽装置																											
		地上2階 T.M.S.L. 17300mm																														
		屋上階 T.M.S.L. 24100mm																														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
中央制御室待避室遮蔽（常設）（6号及び7号炉共用） ～(5) (vi) -25 (チ) (1) (v.)と兼用...	b. 中央制御室待避室遮蔽（常設）（6号及び7号炉共用） 第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。	c. 中央制御室待避室遮蔽 ・常設  <p>注記*1：主要寸法欄は（ ）内に公称値を示す。 *2：鋼板を含む厚さ。</p>		
無線連絡設備（常設） ～(5) (vi) -26 (ヌ) (3) (vii)他と兼用...	c. 無線連絡設備（常設） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）	d. 計測制御系統施設 （基本設計方針） 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略> 警報装置として、十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」、「6,7号機共用」、「5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用」、「6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備」、「6,7号機共用」、「5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用」、「6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（「7号機設備」、「6,7号機共用」、「5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用」、「6号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7号機設備」、「6,7号機共用」、「5号機に設置」）	「中央制御室遮蔽」及び「中央制御室待避室遮蔽（常設）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -25 を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「生体遮蔽装置」に整理しており、整合している。	
衛星電話設備（常設） ～(5) (vi) -26 (ヌ) (3) (vii)他と兼用...	d. 衛星電話設備（常設） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）		「無線連絡設備（常設）」及び「衛星電話設備（常設）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -26 を設計及び工事の計画の「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>～(5) (vi) -⑦データ表示装置（待避室） 個数 ～(5) (vi) -⑧一式</p>	<p>e. データ表示装置（待避室） 個数 一式</p>	<p>「設置」（以下同じ。）, 衛星電話設備（可搬型）（「6, 7 号機共用, 5 号機に保管」（以下同じ。））, <u>無線連絡設備（常設）</u>（「7 号機設備」, 「6, 7 号機共用, 5 号機に設置」（以下同じ。））, 無線連絡設備（可搬型）（「6, 7 号機共用, 5 号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7 号機設備」, 「6, 7 号機共用, 5 号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【計測制御系統施設】 (要目表)</p> <p>1. 中央制御室機能 1.5 居住性の確保</p> <p>＜中略＞</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため, 中央制御室待避室に待避した運転員が, 中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うため, ～(5) (vi) -⑦データ表示装置（中央制御室待避室）～(5) (vi) -⑧（7 号機用 1 台）を設置する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>設計及び工事の計画の～(5) (vi) -⑦は, 設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -⑧と同義であり, 整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の～(5) (vi) -⑧は, 設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -⑧を具体的に記載しており, 整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																								
<p>非常用ガス処理系排風機 ～(5) (vi) -⑨,(り),(4),(ii)と兼用...</p> <p>基数 ～(5) (vi) -⑩1 (予備1)</p> <p>系統設計流量 約 2,000m³/h</p>	<p>(2) 中央制御室の運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>a. 非常用ガス処理系</p> <p>(a) 非常用ガス処理系排風機</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系 <p>基数 1 (予備1)</p> <p>系統設計流量 約 2,000m³/h</p> <p>(原子炉区域内空気を1日に0.5回換気できる量)</p>	<p>【原子炉格納施設】 (要目表)</p> <p>(7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項</p> <p>ヨ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・常設</p> <p>a. 非常用ガス処理系排風機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前^{*1}</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>非常用ガス処理系 排風機</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">排 風 機</td> <td>種 類</td> <td>一</td> <td>遠心式</td> </tr> <tr> <td>容 量^{*2}</td> <td>m³/h/個</td> <td>以上^{*3} (2000^{*4})</td> </tr> <tr> <td>吸 込 内 径</td> <td>mm</td> <td>255^{*3, *4}</td> </tr> <tr> <td>吐 出 内 径</td> <td>mm</td> <td>255^{*3, *4}</td> </tr> <tr> <td>た て 横</td> <td>mm</td> <td>1167.5^{*3, *4} 1990^{*3, *4}</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>1650^{*3, *4}</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">取 付 箇 所</td> <td>系 統 名</td> <td>一</td> <td>非常用ガス処理系^{*3}</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>一</td> <td>原子炉建屋 T.M.S.L. 23500mm^{*3}</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>一</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td>一</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原 動 機</td> <td>種 類</td> <td>一</td> <td>誘導電動機^{*3}</td> </tr> <tr> <td>出 力</td> <td>kW/個</td> <td>以上^{*3, *4}</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一</td> <td>2^{*3}</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>一</td> <td>排風機と同じ^{*3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更なし ～(5) (iv) -⑩</p> <p>変更なし R-3F-4 EL0.33m 以上</p>			変更前 ^{*1}	変更後	名 称		非常用ガス処理系 排風機		排 風 機	種 類	一	遠心式	容 量 ^{*2}	m ³ /h/個	以上 ^{*3} (2000 ^{*4})	吸 込 内 径	mm	255 ^{*3, *4}	吐 出 内 径	mm	255 ^{*3, *4}	た て 横	mm	1167.5 ^{*3, *4} 1990 ^{*3, *4}	高 さ	mm	1650 ^{*3, *4}	個 数	一	2	取 付 箇 所	系 統 名	一	非常用ガス処理系 ^{*3}	設 置 床	一	原子炉建屋 T.M.S.L. 23500mm ^{*3}	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	一	—	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	一	—	原 動 機	種 類	一	誘導電動機 ^{*3}	出 力	kW/個	以上 ^{*3, *4}	個 数	一	2 ^{*3}	取 付 箇 所	一	排風機と同じ ^{*3}		
		変更前 ^{*1}	変更後																																																									
名 称		非常用ガス処理系 排風機																																																										
排 風 機	種 類	一	遠心式																																																									
	容 量 ^{*2}	m ³ /h/個	以上 ^{*3} (2000 ^{*4})																																																									
	吸 込 内 径	mm	255 ^{*3, *4}																																																									
	吐 出 内 径	mm	255 ^{*3, *4}																																																									
	た て 横	mm	1167.5 ^{*3, *4} 1990 ^{*3, *4}																																																									
高 さ	mm	1650 ^{*3, *4}																																																										
個 数	一	2																																																										
取 付 箇 所	系 統 名	一	非常用ガス処理系 ^{*3}																																																									
	設 置 床	一	原子炉建屋 T.M.S.L. 23500mm ^{*3}																																																									
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	一	—																																																									
溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	一	—																																																										
原 動 機	種 類	一	誘導電動機 ^{*3}																																																									
	出 力	kW/個	以上 ^{*3, *4}																																																									
	個 数	一	2 ^{*3}																																																									
	取 付 箇 所	一	排風機と同じ ^{*3}																																																									

整合性

- ・「非常用ガス処理系排風機」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における～(5) (iv) -⑨を設計及び工事の計画の「原子炉格納施設」のうち「放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備」に整理しており、整合している。
- ・設計及び工事の計画の～(5) (iv) -⑩は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (iv) -⑩と同義であり、整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																							
<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>～(5) (vi) -③ 中央制御室可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）</p> <p>～(5) (vi) -④ (チ)、(1)、(vi)と兼用）</p>	<p>第6.10-3表 中央制御室（重大事故等時）（可搬型）の設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. 中央制御室可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）</p> <p>第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>【放射線管理施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>2 換気設備に係る次の事項</p> <p>(4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率</p> <p>・可搬型</p> <p>a. 中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>～(5) (iv) -③a</th> <th>中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">送風機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>遠心式</td> </tr> <tr> <td>容積^{*1}</td> <td>m³/h/個</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>主吸込口径</td> <td>mm</td> <td>151.8^{*2}</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>148^{*2}</td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>1023^{*2}</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>872^{*2}</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>1142^{*2}</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>4（予備2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>保管場所：</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>6号機コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>7号機コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>予備を含めた6台を上記2箇所に それぞれ3台ずつ保管する。</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原動機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>取付箇所：</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>【6号機】2台 コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm 中央制御室付近</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>【7号機】2台 コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm 中央制御室付近</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>【6号機】C-1F-10 【7号機】C-1F-4B</td> </tr> <tr> <td>設計上の空気の流入率</td> <td>回/h</td> <td>【6号機】0.12m 【7号機】0.12m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>三相誘導電動機</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値。 *2：公称値を示す。 *3：陽圧維持できるよう加圧するため、空気流入はない。</p>			変更前	変更後	名 称		～(5) (iv) -③a	中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）	送風機	種類	—	遠心式	容積 ^{*1}	m ³ /h/個	1500	主吸込口径	mm	151.8 ^{*2}	吐出口径	mm	148 ^{*2}	たて	mm	1023 ^{*2}	横	mm	872 ^{*2}	高さ	mm	1142 ^{*2}	個数	—	4（予備2）	取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	保管場所：	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	6号機コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm	種類	—	7号機コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm	出力	kW/個	予備を含めた6台を上記2箇所に それぞれ3台ずつ保管する。	個数	—	—	取付箇所	—	—	原動機	種類	—	取付箇所：	出力	kW/個	【6号機】2台 コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm 中央制御室付近	個数	—	【7号機】2台 コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm 中央制御室付近	取付箇所	—	【6号機】C-1F-10 【7号機】C-1F-4B	設計上の空気の流入率	回/h	【6号機】0.12m 【7号機】0.12m			三相誘導電動機		
		変更前	変更後																																																																								
名 称		～(5) (iv) -③a	中央制御室可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）																																																																								
送風機	種類	—	遠心式																																																																								
	容積 ^{*1}	m ³ /h/個	1500																																																																								
	主吸込口径	mm	151.8 ^{*2}																																																																								
	吐出口径	mm	148 ^{*2}																																																																								
	たて	mm	1023 ^{*2}																																																																								
	横	mm	872 ^{*2}																																																																								
高さ	mm	1142 ^{*2}																																																																									
個数	—	4（予備2）																																																																									
取付箇所	溢水防護上の区画番号	—	保管場所：																																																																								
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	6号機コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm																																																																								
	種類	—	7号機コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm																																																																								
	出力	kW/個	予備を含めた6台を上記2箇所に それぞれ3台ずつ保管する。																																																																								
	個数	—	—																																																																								
	取付箇所	—	—																																																																								
原動機	種類	—	取付箇所：																																																																								
	出力	kW/個	【6号機】2台 コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm 中央制御室付近																																																																								
	個数	—	【7号機】2台 コントロール建屋 T.M.S.L. 12300mm 中央制御室付近																																																																								
	取付箇所	—	【6号機】C-1F-10 【7号機】C-1F-4B																																																																								
	設計上の空気の流入率	回/h	【6号機】0.12m 【7号機】0.12m																																																																								
			三相誘導電動機																																																																								

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																						
		<p>(6) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型 <ul style="list-style-type: none"> a. 中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（6,7号機共用） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>～(5) (iv) -③b</td> <td>中央制御室可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) (6,7号機共用)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種 類</td> <td>—</td> <td>高性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">効 率</td> <td>単 体^{*1}</td> <td>%</td> <td>99.97以上 (0.15 μm粒子)</td> </tr> <tr> <td>総 合^{*1}</td> <td>%</td> <td>99.97以上 (0.15 μm粒子)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主 要 寸 法</td> <td>上 部 側 吸 口 径</td> <td>mm</td> <td>250^{*2}</td> </tr> <tr> <td>下 部 側 吸 口 径</td> <td>mm</td> <td>250^{*2}</td> </tr> <tr> <td>吐 出 口 径</td> <td>mm</td> <td>300^{*2}</td> </tr> <tr> <td>た て</td> <td>mm</td> <td>1718^{*2}</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>875^{*2}</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>1302^{*2}</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個 数</td> <td>—</td> <td>2 (予備 1)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td>保管場所： 6号機コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 7号機コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 上記2箇所にそれぞれ1台ずつ 保管するとともに、 予備1台を上記2箇所のうち いざれかに保管する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td>—</td> <td>取付箇所： 【6号機】1台 コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 中央制御室付近 【7号機】1台 コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 中央制御室付近 【6号機】C-1F-10 【7号機】C-1F-4B 【6号機】0.12m 【7号機】0.12m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：重大事故等時における使用時の値。 *2：公称値を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計及び工事の計画の～(5) (vi) -③a及び～(5) (vi) -③bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -③を具体的に記載しており、整合している。 ・「中央制御室可搬型陽圧化空調機」は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -②を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。 </div>			変更前	変更後	名 称		～(5) (iv) -③b	中央制御室可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) (6,7号機共用)	種 類		—	高性能フィルタ	効 率	単 体 ^{*1}	%	99.97以上 (0.15 μm粒子)	総 合 ^{*1}	%	99.97以上 (0.15 μm粒子)	主 要 寸 法	上 部 側 吸 口 径	mm	250 ^{*2}	下 部 側 吸 口 径	mm	250 ^{*2}	吐 出 口 径	mm	300 ^{*2}	た て	mm	1718 ^{*2}	横	mm	875 ^{*2}	高 さ	mm	1302 ^{*2}	個 数		—	2 (予備 1)	取 付 箇 所		—	保管場所： 6号機コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 7号機コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 上記2箇所にそれぞれ1台ずつ 保管するとともに、 予備1台を上記2箇所のうち いざれかに保管する。	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—	取付箇所： 【6号機】1台 コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 中央制御室付近 【7号機】1台 コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 中央制御室付近 【6号機】C-1F-10 【7号機】C-1F-4B 【6号機】0.12m 【7号機】0.12m	溢水防護上の配慮が必要な高さ		—			
		変更前	変更後																																																							
名 称		～(5) (iv) -③b	中央制御室可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) (6,7号機共用)																																																							
種 類		—	高性能フィルタ																																																							
効 率	単 体 ^{*1}	%	99.97以上 (0.15 μm粒子)																																																							
	総 合 ^{*1}	%	99.97以上 (0.15 μm粒子)																																																							
主 要 寸 法	上 部 側 吸 口 径	mm	250 ^{*2}																																																							
	下 部 側 吸 口 径	mm	250 ^{*2}																																																							
	吐 出 口 径	mm	300 ^{*2}																																																							
	た て	mm	1718 ^{*2}																																																							
	横	mm	875 ^{*2}																																																							
高 さ	mm	1302 ^{*2}																																																								
個 数		—	2 (予備 1)																																																							
取 付 箇 所		—	保管場所： 6号機コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 7号機コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 上記2箇所にそれぞれ1台ずつ 保管するとともに、 予備1台を上記2箇所のうち いざれかに保管する。																																																							
溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—	取付箇所： 【6号機】1台 コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 中央制御室付近 【7号機】1台 コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm 中央制御室付近 【6号機】C-1F-10 【7号機】C-1F-4B 【6号機】0.12m 【7号機】0.12m																																																							
溢水防護上の配慮が必要な高さ		—																																																								

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																
<p>中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ） ～(5) (vi) -⑬ (チ)、(1)、(vi)と兼用）</p>	<p>b. 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用）</p> <p>第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>2.1.3 中央制御室待避室陽圧化換気空調系 (1) 容器（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に明記すること。）</p> <p>・可搬型</p> <p>a. 中操制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>一</td> <td>中操制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用）</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>L/個</td> <td>一般継目なし容器</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td></td> <td>MPa</td> <td>46.7以上(46.7^{*1})</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td></td> <td>℃</td> <td>14.7^{*1}</td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>40^{*2}</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td>胴 部 厚 さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>底 部 厚 さ</td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>料</td> <td>一</td> <td>マンガン鋼</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>一</td> <td>174（予備26）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td>保管場所： コントロール建屋 T.M.S.L.12300mm 104個 T.M.S.L.12500mm 22個 廃棄物処理建屋 T.M.S.L.12300mm 12個 T.M.S.L.12500mm 62個 予備を含めた200個を上記4箇所に それぞれ上記個数保管する。 取付箇所： (コントロール建屋) T.M.S.L.12300mm T.M.S.L.12500mm 廃棄物処理建屋 T.M.S.L.12300mm T.M.S.L.12500mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：公称値を示す。 *2：重大事故等における使用時の値。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種	類	一	中操制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用）	容	量	L/個	一般継目なし容器	最 高 使 用 圧 力		MPa	46.7以上(46.7 ^{*1})	最 高 使 用 温 度		℃	14.7 ^{*1}	主	外 径	mm	40 ^{*2}	要	高 さ	mm		寸	胴 部 厚 さ	mm		法	底 部 厚 さ	mm		材	料	一	マンガン鋼	個	数	一	174（予備26）	取 付 箇 所		—	保管場所： コントロール建屋 T.M.S.L.12300mm 104個 T.M.S.L.12500mm 22個 廃棄物処理建屋 T.M.S.L.12300mm 12個 T.M.S.L.12500mm 62個 予備を含めた200個を上記4箇所に それぞれ上記個数保管する。 取付箇所： (コントロール建屋) T.M.S.L.12300mm T.M.S.L.12500mm 廃棄物処理建屋 T.M.S.L.12300mm T.M.S.L.12500mm	<p>整合性</p> <p>・「中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -⑬を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。</p>	
名 称		変 更 前	変 更 後																																																	
種	類	一	中操制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）（6,7号機共用）																																																	
容	量	L/個	一般継目なし容器																																																	
最 高 使 用 圧 力		MPa	46.7以上(46.7 ^{*1})																																																	
最 高 使 用 温 度		℃	14.7 ^{*1}																																																	
主	外 径	mm	40 ^{*2}																																																	
要	高 さ	mm																																																		
寸	胴 部 厚 さ	mm																																																		
法	底 部 厚 さ	mm																																																		
材	料	一	マンガン鋼																																																	
個	数	一	174（予備26）																																																	
取 付 箇 所		—	保管場所： コントロール建屋 T.M.S.L.12300mm 104個 T.M.S.L.12500mm 22個 廃棄物処理建屋 T.M.S.L.12300mm 12個 T.M.S.L.12500mm 62個 予備を含めた200個を上記4箇所に それぞれ上記個数保管する。 取付箇所： (コントロール建屋) T.M.S.L.12300mm T.M.S.L.12500mm 廃棄物処理建屋 T.M.S.L.12300mm T.M.S.L.12500mm																																																	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																														
<p>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）（6号及び7号炉共用）</p> <p>～(5) (vi) -④ (チ, (1), (v)と兼用)</p>	<p>c. 中央制御室待避室遮蔽（可搬型）（6号及び7号炉共用）</p> <p>第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>【放射線管理施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>3 生体遮蔽装置の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">・可搬型</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>—</td> <td></td> <td>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）（6,7号機共用）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主 要 寸 法</td> <td>最 小 厚 さ *</td> <td>—</td> <td>10(10)</td> </tr> <tr> <td>最 小 幅 *</td> <td>—</td> <td>700(700)</td> </tr> <tr> <td>最 小 高 さ *</td> <td>—</td> <td>1100(1100)</td> </tr> <tr> <td>重 量</td> <td>—</td> <td>1 自然冷却</td> </tr> <tr> <td>冷 却 方 法</td> <td>—</td> <td>鉛 (密度 11.3 g/cm³以上)</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>—</td> <td>保管場所: コントロール建屋2階 (T.M.S.L. 17300mm)</td> </tr> <tr> <td>取 付 築 所</td> <td>—</td> <td>取付箇所: コントロール建屋2階 (T.M.S.L. 17300mm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記* : 主要寸法欄は()内に公称値を示す。</p>	・可搬型		変更前	変更後	名 称	—		中央制御室待避室遮蔽（可搬型）（6,7号機共用）	主 要 寸 法	最 小 厚 さ *	—	10(10)	最 小 幅 *	—	700(700)	最 小 高 さ *	—	1100(1100)	重 量	—	1 自然冷却	冷 却 方 法	—	鉛 (密度 11.3 g/cm ³ 以上)	材 料	—	保管場所: コントロール建屋2階 (T.M.S.L. 17300mm)	取 付 築 所	—	取付箇所: コントロール建屋2階 (T.M.S.L. 17300mm)		<p>「中央制御室待避室遮蔽（可搬型）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -④を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「生体遮蔽装置」に整理しており、整合している。</p>
・可搬型		変更前	変更後																															
名 称	—		中央制御室待避室遮蔽（可搬型）（6,7号機共用）																															
主 要 寸 法	最 小 厚 さ *	—	10(10)																															
	最 小 幅 *	—	700(700)																															
	最 小 高 さ *	—	1100(1100)																															
重 量	—	1 自然冷却																																
冷 却 方 法	—	鉛 (密度 11.3 g/cm ³ 以上)																																
材 料	—	保管場所: コントロール建屋2階 (T.M.S.L. 17300mm)																																
取 付 築 所	—	取付箇所: コントロール建屋2階 (T.M.S.L. 17300mm)																																
<p>可搬型蓄電池内蔵型照明（6号及び7号炉共用）</p> <p>個数 3（予備1）</p> <p>～(5) (vi) -⑤ 差圧計（6号及び7号炉共用）</p> <p>個数 2（予備1）</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計（6号及び7号炉共用）</p> <p>個数 3（予備1）</p>	<p>d. 可搬型蓄電池内蔵型照明（6号及び7号炉共用）</p> <p>個数 3（予備1）</p> <p>e. 差圧計（6号及び7号炉共用）</p> <p>個数 2（予備1）</p> <p>f. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計（6号及び7号炉共用）</p> <p>個数 3（予備1）</p>	<p>【計測制御系統施設】</p> <p>(要目表)</p> <p>1. 中央制御室機能</p> <p>1.4 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても、可搬型蓄電池内蔵型照明（「6,7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））、～(5) (vi) -⑤ 中央制御室用差圧計（「6,7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計（「6,7号機共用、7号機に保管」（以下同じ。））により、中央制御室内にとどまり必要な操作ができる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>重大事故等時に、中央制御室内及び中央制御室待避室内での監視操作に必要な照度の確保は、可搬型蓄電池内蔵型照明（個数 3（予備1））によりできる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の～(5) (vi) -⑤は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -④と同義であり、整合している。</p>																															

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
酸素濃度計・二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び ～(5) (vi) -⑥重大事故等時ともに使用する。		<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、中央制御室用差圧計（個数2（予備1）、計測範囲0～200Pa）により、コントロール建屋と中央制御室との間が陽圧化に必要な差圧が確保できていること、及びコントロール建屋と中央制御室待避室との間が陽圧化に必要な差圧を確保できていることを把握できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>設計基準事故時及び～(5) (vi) -⑥炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室内に運転員がとどまるため、中央制御室内及び中央制御室待避室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計（個数3（予備1））を中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	設計及び工事の計画の～(5) (vi) -⑥は、設置変更許可申請書（本文（五号））の～(5) (vi) -⑥と同義であり、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(vi) 緊急時対策所</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>（vi）-③</u>（vi)-①対策本部と待機場所から構成する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、<u>（vi）-②</u>当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、<u>（vi）-③</u>有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、<u>（vi）-④</u>現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用</p>	<p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.1 通常運転時等</p> <p>10.9.1.1 概要</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所として、対策本部と待機場所から構成する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を 5 号炉原子炉建屋付属棟内に設置する。</p> <p><中略></p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>第 2 章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>1.1.1 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（「6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））を中央制御室以外の場所に設置する。なお、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>（vi）-①</u>5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））から構成され、5 号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所の機能</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>5 号機原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合及び重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、<u>（vi）-②</u>指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、指示要員が 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、必要な指示及び操作を行うことができる設計とする。</p> <p><u>（vi）-③</u>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>（vi）-③</u></p> <p>（vi)-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>（vi）-③</u>（vi)-①と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>（vi）-③</u></p> <p>（vi）-②は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>（vi）-③</u>（vi）-②と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>（vi）-③</u></p> <p>（vi）-③は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>（vi）-③</u>を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>（vi）-③</u></p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>管理を実施する。</u>		<p><u>施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</u></p> <p><u>固定源及び可動源に対しては、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等の^又(3) (vi)-④状況を踏まえ評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、指示要員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>可動源の輸送ルートは、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</u></p> <p><中略></p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても^又(3) (vi)-⑤当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な^又(3) (vi)-⑥措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置及び保管する設計とする。^又(3) (vi)-⑦また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</u></p>	(vi)-④は、設置変更許可申請書（本文（五号））の ^又 (3) (vi)-④と同義であり、整合している。	
<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても^又(3) (vi)-⑤当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な^又(3) (vi)-⑥措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置及び保管する設計とする。^又(3) (vi)-⑦また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</u>		<p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するためには必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容^又(3) (vi)-⑦することができるとともに、^又(3) (vi)-⑤重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な^又(3) (vi)-⑥a遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</u></p> <p><中略></p> <p>b. 情報の把握</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大</p>	設計及び工事の計画の ^又 (3) (vi)-⑤は、設置変更許可申請書（本文（五号））の ^又 (3) (vi)-⑤と同義であり、整合している。	設計及び工事の計画の ^又 (3) (vi)-⑥a～ ^又 (3) (vi)-⑥cは、設置変更許可申請書（本文（五号））の ^又 (3) (vi)-⑥を具体的に記載しており、整合している。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>（3）（vi）-⑧緊急時対策所は、異常等に対処するため必要な要員を収容できる設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p>	<p>10.9.1.2 設計方針</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、以下のとおりの設計とする。</p> <p>（1）原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できる設計とする。</p> <p>（2）原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。</p>	<p>事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するため必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる（3）（vi）-⑥b情報収集設備を設置する。</p> <p><中略></p> <p>c. 通信連絡</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備として、緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。なお、データ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と（3）（i）</p> <p>a. (ac)-⑥c 通信連絡できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>（4）緊急時対策所機能の確保</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>（3）（vi）-⑧a 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>b. 情報の把握</p> <p>（3）（vi）-⑧b 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常において、当該事故等に</p>	<p>（3）（vi）-⑦と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡</u> <u>又(3)(vi)-⑨</u>を行つたために、送受話器（警報装置を含む）、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワーク及び<u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>を用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。</p> <p><中略></p>	<p><u>対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</u></p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、緊急時対策支援システム伝送装置（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及びSPDS表示装置（6,7号機共用、5号機に設置）で構成する<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>c. 通信連絡</p> <p><中略></p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、<u>発電所内の関係要員に指示を行うために又(3)(vi)-⑨a</u>必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であつて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p>警報装置として、十分な数量の<u>又(3)(vi)-⑨b</u>送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」、「6,7号機</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>又(3)(vi)-⑨a～又(3)(vi)-⑨e</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>又(3)(vi)-⑨</u>と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>共用, 5号機に設置」) 及び送受話器(ページング)(警報装置)(コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外)(「6, 7号機共用, 6号機に設置」(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として, 十分な数量の送受話器(ページング)(「7号機設備」, 「6, 7号機共用, 5号機に設置」), 送受話器(ページング)(コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外)(「6, 7号機共用, 6号機に設置」(以下同じ。)), 電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)(「7号機設備」, 「6, 7号機共用, 5号機に設置」), 電力保安通信用電話設備(固定電話機及びPHS端末)(コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外)(「6, 7号機共用, 6号機に設置」(以下同じ。)), 衛星電話設備(常設)(「7号機設備」, 「6, 7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)), 衛星電話設備(可搬型)(「6, 7号機共用, 5号機に保管」(以下同じ。)), 無線連絡設備(常設)(「7号機設備」, 「6, 7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)), 無線連絡設備(可搬型)(「6, 7号機共用, 5号機に保管」(以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(「7号機設備」, 「6, 7号機共用, 5号機に保管」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において, 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として, 必要な数量の(3) (vi)-⑨c 衛星電話設備(常設), 無線連絡設備(常設)及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に設置又は保管し, 必要な数量の衛星電話設備(可搬型)及び無線連絡設備(可搬型)を5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)内に保管する設計とする。また, 5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)(「6, 7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。))を5号機原子炉建屋屋外, 5号</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に<u>設置する</u>設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量の〔ヌ(3)(vi)-⑨d〕<u>テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））</u>（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、<u>専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））</u>（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、<u>衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）</u>（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、<u>衛星電話設備（常設）</u>、<u>衛星電話設備（可搬型）</u>及び<u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）</u>（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））<u>を設置又は保管する</u>設計とする。</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の〔ヌ(3)(vi)-⑨e〕<u>衛星電話設備（常設）</u>を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に<u>設置し</u>、必要な数量の<u>衛星電話設備（可搬型）</u>及び<u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）</u>を<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する</u>設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計とともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。</u></p> <p><u>地震及び津波に対しては、口、(1)、(ii)重大事故等対処施設の耐震設計及び口、(2)、(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計に基づく設計とする。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</u></p>	<p>10.9.2 重大事故等時 10.9.2.2 設計方針 <中略></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</u></p> <p><u>地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>10.9.2.2 設計方針 <中略></p> <p><u>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</u></p> <p><中略></p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。</p> <p>(1) 耐震性及び耐津波性</p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 Ss による地震力に対し、機能を喪失しないよう設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</u></p> <p>(2) 中央制御室に対する独立性</p> <p><u>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</u></p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生し</p>		設置変更許可申請書（本文（五号））「口、(1)、(ii)重大事故等対処施設の耐震設計」及び「口、(2)、(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に示す。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる</u>ヌ(3)(vi)-⑩設計とする。</p> <p><u>重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、</u>ヌ(3)(vi)-⑪<u>対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</u></p>	<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</u></p>	<p>た場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い</u>ヌ(3)(vi)-⑩<u>緊急時対策所の居住性を確保する。</u></p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、</u>ヌ(3)(vi)-⑪a<u>要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略></p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、</u>ヌ(3)(vi)-⑪b<u>要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、要員の汚染が確</u></p>	<p>設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑩は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑩と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑪a及びヌ(3)(vi)-⑪bは、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑪と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生した場合においても、<u>ヌ(3)(vi)-⑫</u>当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設ける。</p>	<p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p><u>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に</u>対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設ける。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内のマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 	<p><u>認された場合は、要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</u>身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度の確保は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）（6、7号機共用、5号機に保管）により確保できる設計とする。</p> <p>【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策</u>に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、<u>ヌ(3)(vi)-⑫a</u>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p><中略></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、二酸化炭素吸収装置（「6、7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））、<u>ヌ(3)(vi)-⑫b</u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「6、7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））、<u>酸素濃度計</u>（「6、7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））及び<u>二酸化炭素濃度計</u>（「6、7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））を設置及び保管する設計とする。</u></p> <p><中略></p>		<p>設計及び工事の計画の<u>ヌ(3)(vi)-⑫a</u>～<u>ヌ(3)(vi)-⑫d</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>ヌ(3)(vi)-⑫</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） ・酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） <p>a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備 緊急時対策所遮蔽として、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽</u>、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽</u>及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽</u>を設ける。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、重大事故が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は、待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>1. 1. 1 緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を中心制御室以外の場所に設置する。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u>（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））から構成され、5号機原子炉建屋付属棟内(3) (vi)-(12)cに設置する設計とする。</p> <p>【放射線管理施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略> 重大事故等が発生した場合において、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として</u>、(3) (vi)-(12)d<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽</u>（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽</u>（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽</u>（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、<u>二次遮蔽壁</u>、<u>補助遮蔽</u>、<u>緊急時対策所換気空調系の設備</u>、<u>可搬型モニタリングポスト</u>及び<u>可搬型エリアモニタ</u>を設置及び保管する設計とする。 <中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所換気空調設備として、対策本部には、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け、待機場所には、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。… <中略> c. 放射線量の測定設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する<u>可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する</u>設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 • 可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） • 可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） • 可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用）（8.1放射線管理設備</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備 <中略> <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略> 重大事故等が発生した場合における<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u> <中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>【(3)(vi)-⑬】緊急時対策所遮蔽として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、重大事故が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は、待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>【(3)(vi)-⑭】緊急時対策所換気空調設備として、対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備</p> <p>緊急時対策所遮蔽として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽を設ける。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、重大事故が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は、待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>（1）居住性を確保するための設備</p> <p>【(3)(vi)-⑪】緊急時対策所換気空調設備として、対策本部には、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取込送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け、待機場所には、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。</p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は、高気密室が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>二酸化炭素吸収装置は、高気密室内の二酸化炭素を除</p>	<p>【放射線管理施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽、二次遮蔽壁及び補助遮蔽は、【(3)(vi)-⑬】5号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>【(3)(vi)-⑪】緊急時対策所換気空調設備のうち、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（「6,7号機共用」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「6,7号機共用」（以下同じ。））は、仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所換気空調系の5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（「6,7号機共用」（以下同じ。））は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の【(3)(vi)-⑬】は、設置変更許可申請書（本文（五号））の【(3)(vi)-⑬】を含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の【(3)(vi)-⑪】は、設置変更許可申請書（本文（五号））の【(3)(vi)-⑪】を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>去することにより、対策要員の窒息を防止する設計とする。</p> <p>可搬型外気取り送風機は、放射性雲通過後の5号機原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。</p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ボンベ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</u></p> <p>差圧計は、待機場所が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>る。</p> <p>緊急時対策所換気空調系の設備のうち、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（「6,7号機共用」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「6,7号機共用」（以下同じ。））は、仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）（「6,7号機共用」（以下同じ。））は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>2.2 換気設備</p> <p>2.2.4 緊急時対策所換気空調系</p> <p><中略></p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止とともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を設置及び保管する設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止とともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を設置及び保管する設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取り送風機は、放射性雲通過後の5号機原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。</p> <p><中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とともに</u></p> <p><u>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに^{(3)(vi)-⑯}5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</u></p>	<p>(1) 居住性を確保するための設備 b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u> <中略></p> <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</u> <中略></p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略> <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（個数2（予備1））及び二酸化炭素濃度計（個数2（予備1））を保管する設計とする。</u> 【放射線管理施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略> <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに^{(3)(vi)-⑯}緊急時対策所換気空調系の設備による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</u> <中略> 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備 <中略> エリアモニタリング設備のうち5号機原子炉建屋内緊急時対策所等に設ける可搬型エリアモニタ（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））及び可搬型モニタリングポスト（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））は、重大事故等時に5号機原子炉建屋内緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量</p>		設計及び工事の計画の ⁽³⁾ (vi)-⑯は、設置変更許可申請書（本文（五号））の ^{(3)(vi)-⑯} を含んでおり、整合している。

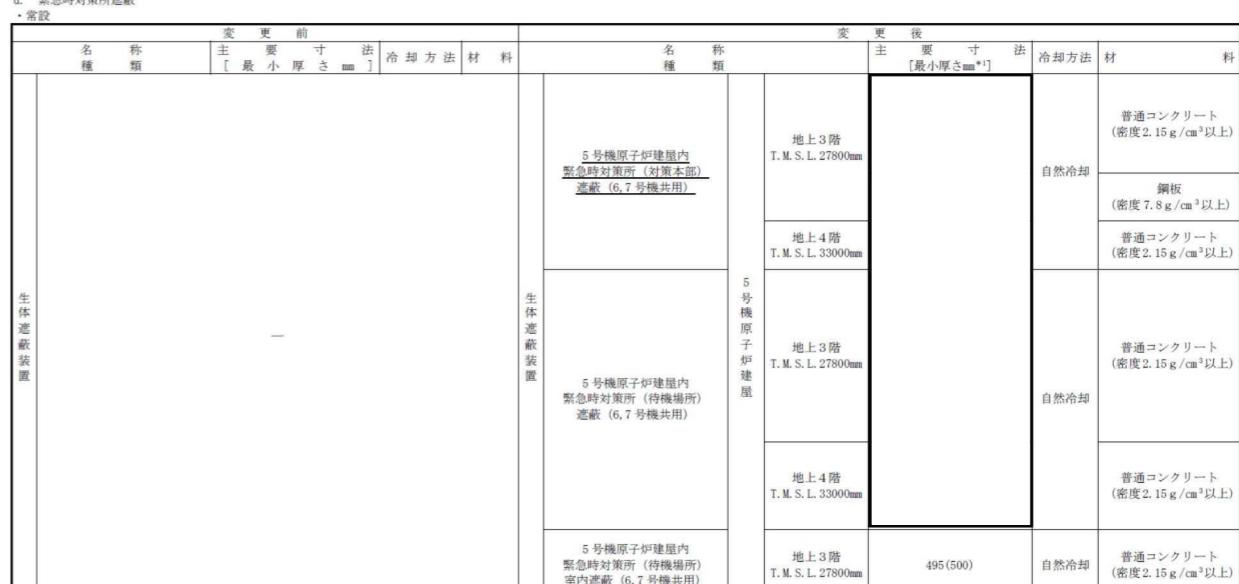
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>（3）（vi）-⑯ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に對処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において把握できる設計とする。</p>	<p>10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時 10.12.2.2 設計方針 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 b. 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、コントロール建屋内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p>【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 b. 情報の把握</p> <p>（3）（vi）-⑯ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に對処するために必要な情報を、中央制御室の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置（「6、7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、緊急時対策支援システム伝送装置（「6、7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及びSPDS表示装置（6、7号機共用、5号機に設置）で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」、「6、7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>c. 通信連絡</p> <p><中略></p>		<p>設計及び工事の計画の（3）（vi）-⑯は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（3）（vi）-⑯を詳細設計した結果であり、整合している。</p>
<p>（3）（vi）-⑰ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設</p>	<p>10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時 10.9.2.2 設計方針 (2) 重大事故等に對処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備 b. 通信連絡設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無</p>	<p>（3）（vi）-⑰a 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場</p>		<p>設計及び工事の計画の（3）（vi）-⑰a～（3）（vi）-⑰cは、設置変更許可申請書（本</p>

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。	線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。 ＜中略＞	<p>所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） ＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の（<u>ヌ(3)</u>（<u>vi</u>）-<u>⑰b</u>衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外） ＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う</p>	文（五号）の（ <u>ヌ(3)</u> （ <u>vi</u> ）- <u>⑰</u> ）を具体的に記載しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u></p>	<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u></p>	<p>ために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の<u>ヌ(3)(vi)-⑯c衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する</u>設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p> <p>【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1.1.2 設計方針 (3) 代替交流電源の確保</p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）からの給電が可能な設計とする。</u>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずに運転継続できる設計とする。</p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号機原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は、(3)(vi)-(17)燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリー(4kL)により補給できる設計とする。</u></p>	<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は、燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリー(4kL)により補給できる設計とする。</u></p>	<p>【非常用電源設備】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 2. 交流電源設備 2.4 負荷に直接接続する電源設備 2.4.3 緊急時対策所代替電源設備 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「6,7号機共用」（以下同じ。））は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（440V, 225Aのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（150kVA, 440/220-110Vのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤1（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤2（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤3（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、可搬ケーブル（6,7号機共用、7号機に保管）（440V, 290Aのものを12本）を経由して5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取り送風機（6,7号機共用）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）、衛星電話設備（常設）（6,7号機共用、5号機に設置）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（6,7号機共用、5号機に設置）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）（6,7号機共用、5号機に設置）等へ給電できる設計とする。 4. 燃料設備 4.3 その他発電装置の燃料補給設備 <中略> 電源車、モニタリングポスト用発電機及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、(3)(vi)-(17)は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(3)(vi)-(17)軽油タンクからタンクローリー(4kL)を用いて燃料を</p>	設計及び工事の計画の (3)(vi)-(17) は、設置変更許可申請書（本文（五号））の (3)(vi)-(17) 軽油タンクからタンクローリー(4kL)を用いて燃料を	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずに又(3)(vi)-⑯運転できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の遮蔽は、チ、(1)、(v)遮蔽設備にて記載する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の換気設備は、チ、(1)、(vi)換気空調設備にて記載する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の可搬型モニタリングポスト、並びに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の可搬型エリアモニタは、チ、(1)、(iii)放射線監視設備にて記載する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、又、(3)、(vi)通信連絡設備にて記載する。</p> <p>燃料補給設備は、又、(2)、(iv)代替電源設備に記載する。</p>	<p>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>補給できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1.1.2 設計方針 (3) 代替交流電源の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「6、7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）からの給電が可能な設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずに又(3)(vi)-⑯運転継続できる設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>⑯と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vi)-⑯は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-⑯と同義であり、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））「チ、(1)、(v)遮蔽設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））「チ、(1)、(vi)換気空調設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））「チ、(1)、(iii)放射線監視設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））「又、(3)、(vi)通信連絡設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））「又、(2)、(iv)代替電源設備」に示す。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
〔常設重大事故等対処設備〕 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用） 又(3)(vi)-⑯（チ、(1)、(v)と兼用）	第10.9-2表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用） 第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。	【放射線管理施設】 (要目表) 3 生体遮蔽装置の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料 d. 緊急時対策所遮蔽 ・常設  注記※1：主要寸法欄は（ ）内に公称値を示す。 ※2：偏屈な会員名		「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における又(3)(vi)-⑯を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「生体遮蔽装置」に整理しており、整合している。
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用） 個数 又(3)(vi)-⑰1	a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用） 個数 1	【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1.1 緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を中心制御室以外の場所に設置する。なお、5号機原子炉建屋	設計及び工事の計画の又(3)(vi)-⑰は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>ヌ(3)(vi)-㉙ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用）</p> <p>ヌ(3)(vi)-㉙ (チ、(1)、(vi)と兼用)</p>	<p>f. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用）</p> <p>台数 1(予備1)</p> <p>風量 [] m³/h/台</p> <p>吸収剤能力 [] m³/kg</p>	<p>内緊急時対策所は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））ヌ(3)(vi)-㉙から構成され、5号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、ヌ(3)(vi)-㉙二酸化炭素吸収装置（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））、酸素濃度計（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））及び二酸化炭素濃度計（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））を設置及び保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（個数1（予備1））は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の二酸化炭素を除去することにより、要員の窒息を防止する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>㉙と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-㉙は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-㉙と同義であり、整合している。</p> <p>「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置」は、設置変更許可申請書（本文（五号））におけるヌ(3)(vi)-㉙を設計及び工事の計画の「緊急時対策所」のうち「基本設計方針」に整理しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																							
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6号及び7号炉共用） ☑ (3)(vi)-㉓(チ、(1)、(v)と兼用)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6号及び7号炉共用） ☑ (3)(vi)-㉓(チ、(1)、(v)と兼用)</p>	<p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6号及び7号炉共用） 第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6号及び7号炉共用） 第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>【放射線管理施設】 (要目表)</p> <p>3 生体遮蔽装置の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料</p> <p>d. 緊急時対策所遮蔽 ・常設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 種 類</th> <th colspan="3">変 更 前</th> <th colspan="3">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>主 要 寸 法 〔最 小 厚 さ mm〕</th> <th>冷 却 方 法</th> <th>材 料</th> <th>名 称 種 類</th> <th>主 要 寸 法 〔最 小 厚 さ mm*1〕</th> <th>冷 却 方 法</th> <th>材 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生体 遮蔽 装置</td> <td colspan="3">5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（対策本部） 遮蔽（6,7号機共用）</td> <td rowspan="2">5号機原子炉建屋 地上3階 T.M.S.L. 27800mm</td> <td rowspan="2">地上4階 T.M.S.L. 33000mm</td> <td rowspan="2">自然冷却</td> <td rowspan="2">普通コンクリート (密度2.15 g/cm³以上) 鋼板 (密度7.8 g/cm³以上)</td> </tr> <tr> <td>5号機原子 炉建屋</td> <td>地上3階 T.M.S.L. 27800mm</td> <td>地上4階 T.M.S.L. 33000mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生体 遮蔽 装置</td> <td colspan="3">5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所） 遮蔽（6,7号機共用）</td> <td rowspan="2">5号機原子 炉建屋 地上3階 T.M.S.L. 27800mm</td> <td rowspan="2">地上4階 T.M.S.L. 33000mm</td> <td rowspan="2">自然冷却</td> <td rowspan="2">普通コンクリート (密度2.15 g/cm³以上)</td> </tr> <tr> <td>5号機原子 炉建屋 地上3階 T.M.S.L. 27800mm</td> <td>地上4階 T.M.S.L. 33000mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>495(500)</td> <td>自然冷却</td> <td>普通コンクリート (密度2.15 g/cm³以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：主要寸法欄は（ ）内に公称値を示す。 *2：鋼板を含む厚さ。</p>	名 称 種 類	変 更 前			変 更 後			主 要 寸 法 〔最 小 厚 さ mm〕	冷 却 方 法	材 料	名 称 種 類	主 要 寸 法 〔最 小 厚 さ mm*1〕	冷 却 方 法	材 料	生体 遮蔽 装置	5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（対策本部） 遮蔽（6,7号機共用）			5号機原子炉建屋 地上3階 T.M.S.L. 27800mm	地上4階 T.M.S.L. 33000mm	自然冷却	普通コンクリート (密度2.15 g/cm ³ 以上) 鋼板 (密度7.8 g/cm ³ 以上)	5号機原子 炉建屋	地上3階 T.M.S.L. 27800mm	地上4階 T.M.S.L. 33000mm	生体 遮蔽 装置	5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所） 遮蔽（6,7号機共用）			5号機原子 炉建屋 地上3階 T.M.S.L. 27800mm	地上4階 T.M.S.L. 33000mm	自然冷却	普通コンクリート (密度2.15 g/cm ³ 以上)	5号機原子 炉建屋 地上3階 T.M.S.L. 27800mm	地上4階 T.M.S.L. 33000mm		495(500)	自然冷却	普通コンクリート (密度2.15 g/cm ³ 以上)	<p>「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽」及び「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における☑ (3)(vi)-㉓を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「生体遮蔽装置」に整理しており、整合している。</p>	
名 称 種 類	変 更 前			変 更 後																																							
	主 要 寸 法 〔最 小 厚 さ mm〕	冷 却 方 法	材 料	名 称 種 類	主 要 寸 法 〔最 小 厚 さ mm*1〕	冷 却 方 法	材 料																																				
生体 遮蔽 装置	5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（対策本部） 遮蔽（6,7号機共用）			5号機原子炉建屋 地上3階 T.M.S.L. 27800mm	地上4階 T.M.S.L. 33000mm	自然冷却	普通コンクリート (密度2.15 g/cm ³ 以上) 鋼板 (密度7.8 g/cm ³ 以上)																																				
	5号機原子 炉建屋	地上3階 T.M.S.L. 27800mm	地上4階 T.M.S.L. 33000mm																																								
生体 遮蔽 装置	5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（待機場所） 遮蔽（6,7号機共用）			5号機原子 炉建屋 地上3階 T.M.S.L. 27800mm	地上4階 T.M.S.L. 33000mm	自然冷却	普通コンクリート (密度2.15 g/cm ³ 以上)																																				
	5号機原子 炉建屋 地上3階 T.M.S.L. 27800mm	地上4階 T.M.S.L. 33000mm																																									
	495(500)	自然冷却	普通コンクリート (密度2.15 g/cm ³ 以上)																																								

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用）</u> ヌ(3)(vi)-㉙ （ <u>ヌ(3), (vii)と兼用</u> ）	<p>第10.9-1表 緊急時対策所の主要機器仕様 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>c. <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u> 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 通信連絡設備</p> <p>(f) <u>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1.1 緊急時対策所の設置 (4) 緊急時対策所機能の確保 b. 情報の把握 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に對処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に對処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に對処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、<u>緊急時対策支援システム伝送装置</u>（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及び<u>SPDS表示装置</u>（「6,7号機共用、5号機に設置」）で構成する<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。なお、ヌ(3)(vi)-㉙安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 【計測制御系統施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略> 警報装置として、十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）</p>	設計及び工事の計画の ヌ(3)(vi)-㉙ は、設置変更許可申請書（本文（五号））の ヌ(3)(vi)-㉙ と同義であり、整合している。	
<u>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> ヌ(3)(vi)-㉙ （ <u>ヌ(3), (vii)と兼用</u> ）			設計及び工事の計画の ヌ(3)(vi)-㉙ は、設置変更許可申請書（本文（五号））の ヌ(3)(vi)-㉙ と同義であり、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> [又(3)(vi)-㉙] [又(3),(vii)と兼用]...	(g) <u>衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。	〔「6,7号機共用, 6号機に設置」（以下同じ。）〕並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備」、「6,7号機共用, 5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用, 6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS端末及びFAX）（「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用, 6号機に設置」（以下同じ。））， <u>衛星電話設備（常設）</u> （「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））， <u>無線連絡設備（常設）</u> （「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。	る。	
<u>又(3)(vi)-㉚統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）</u> [又(3)(vi)-㉙] [又(3),(vii)と兼用]...	(h) <u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）</u> 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。	〔「6,7号機共用, 6号機に設置」（以下同じ。）〕，電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋，廃棄物処理建屋，サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用, 6号機に設置」（以下同じ。））， <u>衛星電話設備（常設）</u> （「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））， <u>無線連絡設備（常設）</u> （「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。	設計及び工事の計画の[又(3)(vi)-㉚]は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[又(3)(vi)-㉙]と同義であり、整合している。	
<u>又(3)(vi)-㉘5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用）</u> [又(3)(vi)-㉙] [又(3),(vii)と兼用]...	(1) <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用）</u> 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。	また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 なお、[又(3)(vi)-㉙]5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 <中略> また、[又(3)(vi)-㉘]5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型について必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備	設計及び工事の計画の[又(3)(vi)-㉘]は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[又(3)(vi)-㉙]と同義であり、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>を保管する。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</p> <p>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。<u>又(3)(vi)-㉙</u>5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び<u>又(3)(vi)-㉚</u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（「<u>6,7号機共用</u>、5号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。</p> <p>なお、<u>又(3)(vi)-㉛</u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																	
<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>ヌ(3)(vi)-⑩5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）</p> <p>ヌ(3)(vi)-⑪(チ、(1)、(vi)と兼用)</p>	<p>第10.9-2表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</p> <p>c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）</p> <p>第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 ＜中略＞</p> <p>【放射線管理施設】 (要目表)</p> <p>2 換気設備に係る次の事項</p> <p>(4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率</p> <p>・可搬型</p> <p>a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>ヌ(3)(vi)-⑩a</th> <th>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">送風機</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>遠心式</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>㎥/h/個</td> <td>600*1</td> </tr> <tr> <td>主 要 寸 法</td> <td>吸込口径</td> <td>mm</td> <td>113.2*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>100*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>1338*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>537*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取付箇所</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>476*1</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原動機</td> <td colspan="2">保管場所：</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近</td> </tr> <tr> <td colspan="2">K5TSC</td> </tr> <tr> <td colspan="2">0.00m</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">設計上の空気の流入率</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>三相誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>出 力</td> <td>kW/個</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>送風機と同じ</td> </tr> <tr> <td>回/h</td> <td>—</td> <td>—*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：公称値を示す。 *2：陽圧維持できるよう加圧するため、空気流入はない。</p>			変更前	変更後	名 称		ヌ(3)(vi)-⑩a	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）	送風機	種 類	—	遠心式	容 量	㎥/h/個	600*1	主 要 寸 法	吸込口径	mm	113.2*1		吐出口径	mm	100*1		たて	mm	1338*1		横	mm	537*1	取付箇所	高さ	mm	476*1	個 数	—	1（予備1）	原動機	保管場所：		5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm		取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近		K5TSC		0.00m		設計上の空気の流入率	種 類	—	三相誘導電動機	出 力	kW/個	0.7	個 数	—	1（予備1）	取付箇所	—	送風機と同じ	回/h	—	—*2		
		変更前	変更後																																																																		
名 称		ヌ(3)(vi)-⑩a	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（6,7号機共用）																																																																		
送風機	種 類	—	遠心式																																																																		
	容 量	㎥/h/個	600*1																																																																		
	主 要 寸 法	吸込口径	mm	113.2*1																																																																	
		吐出口径	mm	100*1																																																																	
		たて	mm	1338*1																																																																	
		横	mm	537*1																																																																	
取付箇所	高さ	mm	476*1																																																																		
	個 数	—	1（予備1）																																																																		
原動機	保管場所：																																																																				
	5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm																																																																				
	取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近																																																																				
K5TSC																																																																					
0.00m																																																																					
設計上の空気の流入率	種 類	—	三相誘導電動機																																																																		
	出 力	kW/個	0.7																																																																		
	個 数	—	1（予備1）																																																																		
	取付箇所	—	送風機と同じ																																																																		
	回/h	—	—*2																																																																		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																								
		<p>(6) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型 <ul style="list-style-type: none"> a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）(6,7号機共用) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>ヌ(3)(vi)-⑩b</td> <td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （対策本部）可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) (6,7号機共用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">効 率</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>高性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>単 体 除 去 効 率</td> <td>%</td> <td>99.97 以上 (0.15 μm 粒子)</td> </tr> <tr> <td>総 合 除 去 効 率</td> <td>%</td> <td>99.97 以上 (0.15 μm 粒子)</td> </tr> <tr> <td>吸 込 口 径</td> <td>mm</td> <td>203*¹</td> </tr> <tr> <td>吐 出 口 径</td> <td>mm</td> <td>125*¹</td> </tr> <tr> <td>た て</td> <td>mm</td> <td>898*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主 要 尺 法</td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>530*¹</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>436*¹</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1 (予備 1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>保管場所 :</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>取付箇所 :</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 付近)</td> <td>K5TSC</td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ</td> <td></td> <td>0.00m</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1 : 公称値を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 整合性 <ul style="list-style-type: none"> ・設計及び工事の計画のヌ(3)(vi)-⑩a及びヌ(3)(vi)-⑩bは、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vi)-⑩を具体的に記載しており、整合している。 ・「5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機」は、設置変更許可申請書（本文（五号））におけるヌ(3)(vi)-⑩を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。 </div>			変 更 前	変 更 後	名 称		ヌ(3)(vi)-⑩b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （対策本部）可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) (6,7号機共用)	効 率	種 類	—	高性能フィルタ	単 体 除 去 効 率	%	99.97 以上 (0.15 μm 粒子)	総 合 除 去 効 率	%	99.97 以上 (0.15 μm 粒子)	吸 込 口 径	mm	203* ¹	吐 出 口 径	mm	125* ¹	た て	mm	898* ¹	主 要 尺 法	横	mm	530* ¹	高 さ	mm	436* ¹	個 数	—	1 (予備 1)	取 付 箇 所	—	—	保管場所 :	—	—	5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm	—	—	取付箇所 :	(5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 付近)		K5TSC	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		0.00m		
		変 更 前	変 更 後																																																									
名 称		ヌ(3)(vi)-⑩b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （対策本部）可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) (6,7号機共用)																																																									
効 率	種 類	—	高性能フィルタ																																																									
	単 体 除 去 効 率	%	99.97 以上 (0.15 μm 粒子)																																																									
	総 合 除 去 効 率	%	99.97 以上 (0.15 μm 粒子)																																																									
	吸 込 口 径	mm	203* ¹																																																									
	吐 出 口 径	mm	125* ¹																																																									
	た て	mm	898* ¹																																																									
主 要 尺 法	横	mm	530* ¹																																																									
	高 さ	mm	436* ¹																																																									
	個 数	—	1 (予備 1)																																																									
	取 付 箇 所	—	—	保管場所 :																																																								
		—	—	5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm																																																								
		—	—	取付箇所 :																																																								
(5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 付近)		K5TSC																																																										
溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号																																																												
溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			0.00m																																																									

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																								
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用）</p> <p>（又（3）（vi）-③）（チ、（1）、（vi）と兼用）</p>	<p>d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用）</p> <p>第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>c. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">送風機</td> <td>種 類 一</td> <td colspan="2">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）</td> </tr> <tr> <td>容 量 m^3/h/個</td> <td colspan="2">遠心式</td> </tr> <tr> <td>主 吸込口 径 mm</td> <td colspan="2">600*1</td> </tr> <tr> <td>要 吐出 口 径 mm</td> <td colspan="2">125*1</td> </tr> <tr> <td>寸 た て mm</td> <td colspan="2">100*1</td> </tr> <tr> <td>法 横 mm</td> <td colspan="2">715*1</td> </tr> <tr> <td>高さ mm</td> <td colspan="2">364*1</td> </tr> <tr> <td>個 数 一</td> <td colspan="2">536*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">取付箇所</td> <td colspan="3">2（予備1）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm</td> </tr> <tr> <td colspan="3">取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">原動機</td> <td colspan="3">K5TSC</td> </tr> <tr> <td colspan="3">0.00m</td> </tr> <tr> <td colspan="3">溢水防護上の区画番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3">溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> </tr> <tr> <td>種 類 一</td> <td colspan="3">単相誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>出 力 kW/個</td> <td colspan="3">0.7</td> </tr> <tr> <td>個 数 一</td> <td colspan="3">2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>取付箇所 一</td> <td colspan="3">送風機と同じ</td> </tr> <tr> <td>設計上の空気の流入率 回/h</td> <td colspan="3">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：公称値を示す。</p>	名 称		変 更 前	変 更 後	送風機	種 類 一	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）		容 量 m^3/h /個	遠心式		主 吸込口 径 mm	600*1		要 吐出 口 径 mm	125*1		寸 た て mm	100*1		法 横 mm	715*1		高さ mm	364*1		個 数 一	536*1		取付箇所	2（予備1）			保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm			取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近			原動機	K5TSC			0.00m			溢水防護上の区画番号			溢水防護上の配慮が必要な高さ			種 類 一	単相誘導電動機			出 力 kW/個	0.7			個 数 一	2（予備1）			取付箇所 一	送風機と同じ			設計上の空気の流入率 回/h	—			<p>「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における（又（3）（vi）-③）を工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。</p>	
名 称		変 更 前	変 更 後																																																																									
送風機	種 類 一	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6,7号機共用）																																																																										
	容 量 m^3/h /個	遠心式																																																																										
	主 吸込口 径 mm	600*1																																																																										
	要 吐出 口 径 mm	125*1																																																																										
	寸 た て mm	100*1																																																																										
	法 横 mm	715*1																																																																										
	高さ mm	364*1																																																																										
個 数 一	536*1																																																																											
取付箇所	2（予備1）																																																																											
	保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm																																																																											
	取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）付近																																																																											
原動機	K5TSC																																																																											
	0.00m																																																																											
	溢水防護上の区画番号																																																																											
	溢水防護上の配慮が必要な高さ																																																																											
	種 類 一	単相誘導電動機																																																																										
	出 力 kW/個	0.7																																																																										
	個 数 一	2（予備1）																																																																										
取付箇所 一	送風機と同じ																																																																											
設計上の空気の流入率 回/h	—																																																																											

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																				
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置 (空気ボンベ) (6号及び7号炉共用) △(3)(vi)-⑬(△(1),(vi)と兼用)</p>	<p>e. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）(6号及び7号炉共用)</p> <p>第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>2.2 緊急時対策所換気空調系 (1) 容器（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に明記すること。）</p> <p>・可搬型</p> <p>a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）(6,7号機共用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <td>—</td> <td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）(6,7号機共用)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>一般縫目なし容器</td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量</td> <td>L/個</td> <td>46.7以上(46.7^{*1})</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>14.7^{*1}</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使用 温 度</td> <td>℃</td> <td>40^{*2}</td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td>胴 部 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>法</td> <td>底 部 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>料</td> <td>—</td> <td>マンガン鋼</td> </tr> <tr> <td>個</td> <td>数</td> <td>—</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td>保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： [5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：公称値を示す。 *2：重大事故等時における使用時の値。</p>			変更前	変更後	名 称		—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）(6,7号機共用)	種	類	—	一般縫目なし容器	容	量	L/個	46.7以上(46.7 ^{*1})	最	高 使用 圧 力	MPa	14.7 ^{*1}	最	高 使用 温 度	℃	40 ^{*2}	主	外 径	mm	■■■■■	要	高 さ	mm	■■■■■	寸	胴 部 厚 さ	mm	■■■■■	法	底 部 厚 さ	mm	■■■■■	材	料	—	マンガン鋼	個	数	—	123	取 付 箇 所		—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： [5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm]	<p>「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における△(3)(vi)-⑬を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。</p>	
		変更前	変更後																																																					
名 称		—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）(6,7号機共用)																																																					
種	類	—	一般縫目なし容器																																																					
容	量	L/個	46.7以上(46.7 ^{*1})																																																					
最	高 使用 圧 力	MPa	14.7 ^{*1}																																																					
最	高 使用 温 度	℃	40 ^{*2}																																																					
主	外 径	mm	■■■■■																																																					
要	高 さ	mm	■■■■■																																																					
寸	胴 部 厚 さ	mm	■■■■■																																																					
法	底 部 厚 さ	mm	■■■■■																																																					
材	料	—	マンガン鋼																																																					
個	数	—	123																																																					
取 付 箇 所		—	保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 取付箇所： [5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm]																																																					

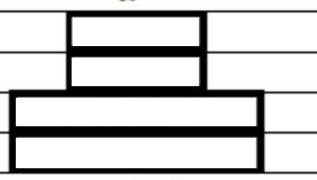
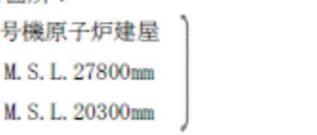
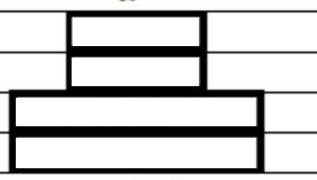
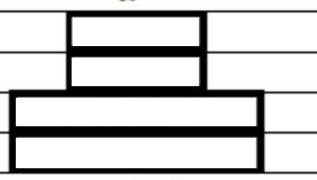
設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>【(3)(vi)-③a]差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個数 [3](vi)-⑤a1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>【(3)(vi)-③a]酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個数 [3](vi)-⑦a1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>【(3)(vi)-③a]二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個数 [3](vi)-⑨a1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>【(3)(vi)-⑩a]可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個数 [3](vi)-⑪a1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用） [3](vi)-⑫（チ、（2）と兼用）</p>	<p>g. 差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個数 1（予備1^{※1}） ※1 「待機場所」と兼用</p> <p>h. 酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） <中略> 個数 1（予備1^{※1}） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～100%</p> <p>i. 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） <中略> 個数 1（予備1^{※1}） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm</p> <p>j. 可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 <中略> 種類 半導体 計測範囲 0.001～99.9mSv/h 個数 1（予備1^{※1}） ※1 可搬型エリアモニタ（待機場所）と一部兼用</p> <p>k. 可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1.1 緊急時対策所の設置 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 <中略> 重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、二酸化炭素吸収装置（「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。）), [3](vi)-④5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。）), [3](vi)-⑥酸素濃度計（「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））及び[3](vi)-⑧二酸化炭素濃度計（「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））を設置及び保管する設計とする。 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計[3](vi)-⑩（個数2（予備1），計測範囲0～200Pa）は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。 <中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計[3](vi)-⑦（個数2（予備1））及び二酸化炭素濃度計[3](vi)-⑨（個数2（予備1））を保管する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の[3](vi)-④は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[3](vi)-③a及び[3](vi)-③bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の[3](vi)-⑥は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[3](vi)-③a及び[3](vi)-③bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の[3](vi)-⑩は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[3](vi)-⑩a及び[3](vi)-⑩bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の[3](vi)-⑦は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[3](vi)-⑦a及び[3](vi)-⑦bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の[3](vi)-⑧は、設置変更許可申請書（本文（五号））の[3](vi)-⑧a及び[3](vi)-⑧bと同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>（2） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） （3）（vi）-④（チ、（1）、（vi）と兼用）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） （3）（vi）-④（チ、（1）、（vi）と兼用）</p> <p>（3）（vi）-③b 差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数 （3）（vi）-⑤b1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>（3）（vi）-③b 酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数 （3）（vi）-⑦b1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>（3）（vi）-③b 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数 （3）（vi）-⑨b1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p> <p>（3）（vi）-④b 可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数 （3）（vi）-⑪b1（予備1※） ※「対策本部」と「待機場所」で兼用</p>	<p><中略></p> <p>（2） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） （3）（vi）-④（チ、（1）、（vi）と兼用）</p> <p>第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. 差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個数 1（予備1※） ※2 「対策本部」と兼用</p> <p>f. 酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） <中略> 個数 1（予備1※） ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～100%</p> <p>g. 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） <中略> 個数 1（予備1※） ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm</p> <p>h. 可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 <中略> 種類 半導体 計測範囲 0.001～99.9mSv/h 個数 1（予備1※） ※2 可搬型エリアモニタ（対策本部）と一部兼用</p>		<p>設計及び工事の計画の（3）（vi）-⑨は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（3）（vi）-⑨a及び（3）（vi）-⑨bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（3）（vi）-⑩は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（3）（vi）-⑩a及び（3）（vi）-⑩bと同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（3）（vi）-⑪は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（3）（vi）-⑪a及び（3）（vi）-⑪bと同義であり、整合している。</p> <p>「可搬型モニタリングポスト」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における（3）（vi）-⑫を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「放射線管理用計測装置」に整理しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（3）（vi）-⑬a及び（3）（vi）-⑬bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の（3）（vi）-⑬を具体的に記載しており、整合している。</p>	<p>「5号炉原子炉建屋内緊急時</p>

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
			対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機及び「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における ^又 （3）(vi)-④を設計及び工事の計画の「放射線管理施設」のうち「換気設備」に整理しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																												
		<p>【放射線管理施設】 (要目表)</p> <p>2 換気設備に係る次の事項</p> <p>b. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）(6,7号機共用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>ヌ(3)(vi)-④a</th> <th>5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機 (ファン) (6,7号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">送風機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>遠心式</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>600*¹</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>吸込口径</td> <td>113.2*¹</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐出口径</td> <td>100*¹</td> </tr> <tr> <td></td> <td>たて</td> <td>1338*¹</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横</td> <td>537*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取付箇所</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>476*¹</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2(予備1)</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の区画番号</td> <td>—</td> <td>保管場所:</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm</td> </tr> <tr> <td>原動機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>取付箇所:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 付近</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>K5TSC</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計上の空気の流入率</td> <td>回/h</td> <td>0.00m</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1 : 公称値を示す。 *2 : 陽圧維持できるよう加圧するため、空気流入はない。</p>			変更前	変更後	名 称		ヌ(3)(vi)-④a	5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機 (ファン) (6,7号機共用)	送風機	種類	—	遠心式	容量	m ³ /h/個	600* ¹	主要寸法	吸込口径	113.2* ¹		吐出口径	100* ¹		たて	1338* ¹		横	537* ¹	取付箇所	高さ	mm	476* ¹	個数	—	2(予備1)	溢水防護上の区画番号	—	保管場所:	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm	原動機	種類	—	取付箇所:		出力	kW/個	5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm		個数	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 付近		取付箇所	—	K5TSC		設計上の空気の流入率	回/h	0.00m		
		変更前	変更後																																																													
名 称		ヌ(3)(vi)-④a	5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機 (ファン) (6,7号機共用)																																																													
送風機	種類	—	遠心式																																																													
	容量	m ³ /h/個	600* ¹																																																													
	主要寸法	吸込口径	113.2* ¹																																																													
		吐出口径	100* ¹																																																													
		たて	1338* ¹																																																													
		横	537* ¹																																																													
取付箇所	高さ	mm	476* ¹																																																													
	個数	—	2(予備1)																																																													
	溢水防護上の区画番号	—	保管場所:																																																													
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm																																																													
	原動機	種類	—	取付箇所:																																																												
		出力	kW/個	5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm																																																												
	個数	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 付近																																																													
	取付箇所	—	K5TSC																																																													
	設計上の空気の流入率	回/h	0.00m																																																													

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																										
		<p>b. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）(6,7号機共用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>又 (3) (vi) ④b</td> <td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）可搬型陽圧化空調機 （フィルタユニット）(6,7号機共用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">効率</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>高性能フィルタ</td> </tr> <tr> <td>単体除去効率</td> <td>%</td> <td>99.97以上 (0.15 μm粒子)</td> </tr> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>%</td> <td>99.97以上 (0.15 μm粒子)</td> </tr> <tr> <td>吸込口径</td> <td>mm</td> <td>203*1</td> </tr> <tr> <td>吐出口径</td> <td>mm</td> <td>125*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>898*1</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>530*1</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>436*1</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>—</td> <td>保管場所 :</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>取付箇所 :</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）付近</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>K5TSC</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.00m</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1 : 公称値を示す。</p>			変更前	変更後	名 称		又 (3) (vi) ④b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）可搬型陽圧化空調機 （フィルタユニット）(6,7号機共用)	効率	種 類	—	高性能フィルタ	単体除去効率	%	99.97以上 (0.15 μm粒子)	総合除去効率	%	99.97以上 (0.15 μm粒子)	吸込口径	mm	203*1	吐出口径	mm	125*1	主要寸法	たて	mm	898*1	横	mm	530*1	高さ	mm	436*1	個 数	—	2（予備1）	取付箇所	—	保管場所 :			5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm			取付箇所 :			5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm			5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）付近			K5TSC			0.00m		
		変更前	変更後																																																											
名 称		又 (3) (vi) ④b	5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）可搬型陽圧化空調機 （フィルタユニット）(6,7号機共用)																																																											
効率	種 類	—	高性能フィルタ																																																											
	単体除去効率	%	99.97以上 (0.15 μm粒子)																																																											
	総合除去効率	%	99.97以上 (0.15 μm粒子)																																																											
	吸込口径	mm	203*1																																																											
	吐出口径	mm	125*1																																																											
主要寸法	たて	mm	898*1																																																											
	横	mm	530*1																																																											
	高さ	mm	436*1																																																											
	個 数	—	2（予備1）																																																											
	取付箇所	—	保管場所 :																																																											
		5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm																																																												
		取付箇所 :																																																												
		5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm																																																												
		5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）付近																																																												
		K5TSC																																																												
		0.00m																																																												

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																				
		<p>b. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）(6,7号機共用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種 類</td> <td>一</td> <td></td> <td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）陽圧化装置（空気ポン ベ）(6,7号機共用)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>L/個</td> <td></td> <td>一般継目なし容器</td> </tr> <tr> <td>最 高 使用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td></td> <td>46.7以上(46.7^{*1})</td> </tr> <tr> <td>最 高 使用 温 度</td> <td>℃</td> <td></td> <td>14.7^{*1}</td> </tr> <tr> <td>主 要 尺 法</td> <td>外 径 高 さ 胴 部 厚 さ 底 部 厚 さ</td> <td>mm mm mm mm</td> <td>40^{*2}</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>一</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一</td> <td></td> <td>マンガン鋼</td> </tr> <tr> <td>取 付 管 所</td> <td>一</td> <td></td> <td>1792</td> </tr> </tbody> </table> <p>保管場所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 1080個 T.M.S.L. 20300mm 712個 1792個を上記2箇所にそれぞれ上記個数保管する。</p> <p>取付箇所： </p>	名 称		変 更 前	変 更 後	種 類	一		5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）陽圧化装置（空気ポン ベ）(6,7号機共用)	容 量	L/個		一般継目なし容器	最 高 使用 圧 力	MPa		46.7以上(46.7 ^{*1})	最 高 使用 温 度	℃		14.7 ^{*1}	主 要 尺 法	外 径 高 さ 胴 部 厚 さ 底 部 厚 さ	mm mm mm mm	40 ^{*2}	材 料	一			個 数	一		マンガン鋼	取 付 管 所	一		1792		
名 称		変 更 前	変 更 後																																					
種 類	一		5号機原子炉建屋内緊急時対策所 （待機場所）陽圧化装置（空気ポン ベ）(6,7号機共用)																																					
容 量	L/個		一般継目なし容器																																					
最 高 使用 圧 力	MPa		46.7以上(46.7 ^{*1})																																					
最 高 使用 温 度	℃		14.7 ^{*1}																																					
主 要 尺 法	外 径 高 さ 胴 部 厚 さ 底 部 厚 さ	mm mm mm mm	40 ^{*2}																																					
材 料	一																																							
個 数	一		マンガン鋼																																					
取 付 管 所	一		1792																																					

注記*1：公称値を示す。

*2：重大事故等時における使用時の値。

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																															
<p>（3）<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>個数 <u>2</u>（予備3）</p> <p>容量 約200kVA/個</p>	<p>（3）<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>エンジン</p> <p>個数 2（予備3）</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>個数 2（予備3）</p> <p>種類 横軸回転界磁3相同期発電機</p> <p>容量 約200kVA/台</p> <p>力率 0.8</p> <p>電圧 440V</p> <p>周波数 50Hz</p>	<p>【非常用電源設備】</p> <p>（要目表）</p> <p>2 非常用発電装置に係る次の事項</p> <p>2.3 緊急時対策所代替電源設備</p> <p>（2）内燃機関に係る次の事項</p> <p>イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・可搬型</p> <p>a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関（6,7号機共用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>（3）(vi)-④a</th> <th>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関（6,7号機共用）*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機 関</td> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>4サイクル水冷直列直接噴射式ディーゼル機関</td> </tr> <tr> <td>出 力</td> <td>kW</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>回 転 速 度</td> <td>min⁻¹</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>燃 料</td> <td>種 類</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">過 給 機</td> <td>使 用 量</td> <td>L/h</td> <td>43.7</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>（3）(vi)-④a 1*2</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備*1</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>排気タービン式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td>出 口 の 圧 力</td> <td>kPa</td> <td>1*2</td> </tr> <tr> <td>回 転 速 度</td> <td>min⁻¹</td> <td>機関と同じ</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	名 称		（3）(vi)-④a	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関（6,7号機共用）*1	機 関	種 類	—	4サイクル水冷直列直接噴射式ディーゼル機関	出 力	kW	203	回 転 速 度	min ⁻¹	1500	燃 料	種 類	軽油	過 給 機	使 用 量	L/h	43.7	個 数	—	（3）(vi)-④a 1*2	取 付 箇 所	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備*1	種 類	—	排気タービン式		出 口 の 圧 力	kPa	1*2	回 転 速 度	min ⁻¹	機関と同じ	個 数	—		取 付 箇 所	—			
		変更前	変更後																																																
名 称		（3）(vi)-④a	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関（6,7号機共用）*1																																																
機 関	種 類	—	4サイクル水冷直列直接噴射式ディーゼル機関																																																
	出 力	kW	203																																																
	回 転 速 度	min ⁻¹	1500																																																
	燃 料	種 類	軽油																																																
過 給 機	使 用 量	L/h	43.7																																																
	個 数	—	（3）(vi)-④a 1*2																																																
	取 付 箇 所	—	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備*1																																																
	種 類	—	排気タービン式																																																
	出 口 の 圧 力	kPa	1*2																																																
	回 転 速 度	min ⁻¹	機関と同じ																																																
	個 数	—																																																	
	取 付 箇 所	—																																																	

注記*1：5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の付属機器である。

*2：5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備1個当たりの個数を示す。（3）(vi)-④b

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																
		<p>(5) 発電機に係る次の事項 イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>・可搬型</p> <p>a. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6,7号機共用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> <td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用 可搬型電源設備 (6,7号機共用)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>同期発電機</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主 要 寸 法</td> <td>た て</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>車両全長</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>車両全幅</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>車両高さ</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>力 率</td> <td>—</td> <td>6750*</td> </tr> <tr> <td>電 壓</td> <td>V</td> <td>2072*</td> </tr> <tr> <td>相</td> <td>—</td> <td>3452*</td> </tr> <tr> <td>周 波 数</td> <td>Hz</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>回 転 速 度</td> <td>min⁻¹</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>結 線 方 法</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>冷 却 方 法</td> <td>—</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td>星形</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自由通風</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>又(3)(vi)-⑥c 2(予備3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保管場所： 5号機東側保管場所 T.M.S.L. 約12000mm 大湊側高台保管場所 T.M.S.L. 約35000mm 上記2箇所のうち5号機東側保管場所に2個、 大湊側高台保管場所に予備3個を保管する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*：公称値を示す。</p> <p>整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計及び工事の計画の又(3)(vi)-⑤a及び又(3)(vi)-⑤bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-⑤と同義であり、整合している。 ・設計及び工事の計画の又(3)(vi)-⑥a～又(3)(vi)-⑥cは、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vi)-⑥と同義であり、整合している。 		変更前	変更後	名 称		5号機原子炉建屋内緊急時対策所用 可搬型電源設備 (6,7号機共用)	種 類	—	同期発電機	容 量	kVA/個	200	主 要 寸 法	た て	mm	横	mm	高 さ	mm	車両全長	mm	車両全幅	mm	車両高さ	mm	力 率	—	6750*	電 壓	V	2072*	相	—	3452*	周 波 数	Hz	0.8	回 転 速 度	min ⁻¹	440	結 線 方 法	—	3	冷 却 方 法	—	50	個 数	—	1500	取 付 箇 所	—	星形			自由通風			又(3)(vi)-⑥c 2(予備3)			保管場所： 5号機東側保管場所 T.M.S.L. 約12000mm 大湊側高台保管場所 T.M.S.L. 約35000mm 上記2箇所のうち5号機東側保管場所に2個、 大湊側高台保管場所に予備3個を保管する。			取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤		
	変更前	変更後																																																																		
名 称		5号機原子炉建屋内緊急時対策所用 可搬型電源設備 (6,7号機共用)																																																																		
種 類	—	同期発電機																																																																		
容 量	kVA/個	200																																																																		
主 要 寸 法	た て	mm																																																																		
	横	mm																																																																		
	高 さ	mm																																																																		
	車両全長	mm																																																																		
	車両全幅	mm																																																																		
	車両高さ	mm																																																																		
力 率	—	6750*																																																																		
電 壓	V	2072*																																																																		
相	—	3452*																																																																		
周 波 数	Hz	0.8																																																																		
回 転 速 度	min ⁻¹	440																																																																		
結 線 方 法	—	3																																																																		
冷 却 方 法	—	50																																																																		
個 数	—	1500																																																																		
取 付 箇 所	—	星形																																																																		
		自由通風																																																																		
		又(3)(vi)-⑥c 2(予備3)																																																																		
		保管場所： 5号機東側保管場所 T.M.S.L. 約12000mm 大湊側高台保管場所 T.M.S.L. 約35000mm 上記2箇所のうち5号機東側保管場所に2個、 大湊側高台保管場所に予備3個を保管する。																																																																		
		取付箇所： 5号機原子炉建屋 T.M.S.L. 27800mm 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤																																																																		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(vii) 通信連絡設備	<p>10.12 通信連絡設備 10.12.1 通常運転時等 10.12.1.4 主要設備 (1) 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>（<u>（3）（vii）-①a</u> 通信連絡設備は、<u>（3）（vii）-②</u> 通信連絡設備（発電所内）、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>、<u>（3）（vii）-③</u> 通信連絡設備（発電所外）、<u>データ伝送設備</u><u>（3）（vii）-①b</u> から構成される。）</p> <p>通信連絡設備（発電所内）は、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことが可能な設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、<u>（3）（vii）-②</u> 警報装置及び所内通信連絡設備<u>（3）（vii）-①a</u> を設置又は保管する設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>（3）（vii）-①a～（3）（vii）-①d</u> は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>（3）（vii）-①a</u> 及び<u>（3）（vii）-①b</u> と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>（3）（vii）-②</u> は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>（3）（vii）-②</u> と同義であり、整合している。 以下、同一用語については、<u>通信1</u>とし、説明を省略する。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>（3）（vii）-③</u> は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>（3）（vii）-③</u> と同義であり、整合している。 以下、同一用語については、<u>通信2</u>とし、説明を省略する。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>を設置する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用） <p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p><u>通信連絡設備（発電所外）</u>は、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことが可能な設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成する<u>データ伝送設備</u>を設置する設計とする。</p>	<p>(「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））<u>又(3)(vii)-①b</u>を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる<u>又(3)(vii)-③</u><u>所外通信連絡設備</u>として、十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設），衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））<u>又(3)(vii)-①c</u>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、<u>データ伝送設備</u>（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））<u>又(3)(vii)-①d</u>を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>（<u>3) (vii)-④</u>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信1通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊対15号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>（<u>3) (vii)-④a</u> 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、通信1警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>警報装置として、（<u>3) (vii)-④b</u> 送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）、送受話器（ページング）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）、電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（常設）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））、無線連絡設備（常設）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊対15号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）</p>	<p>設計及び工事の計画の（<u>3) (vii)-④a</u> 及び（<u>3) (vii)-④b</u> は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（<u>3) (vii)-④</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>通信 1 通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、<u>（vii）-⑤非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p>(3) <u>通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p>10.12.1.2 設計方針 ＜中略＞</p> <p>(2) <u>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</u> また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>(以下同じ。) を一式設置する設計とする。 ＜中略＞ <u>通信 1 警報装置、所内通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、（vii）-⑤非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u> ＜中略＞ 【非常用電源設備】 (基本設計方針) 第 2 章 個別項目 3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.4 通信連絡設備用直流電源設備 送受話器（ページング）用 48V 蓄電池（「6,7 号機共用、6 号機に設置」（以下同じ。））（48V, 2400Ah/組（10 時間率）のものを 1 組（1 組当たり 24 個））及び 5 号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池（「6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））（48V, 1000Ah/組（10 時間率）のものを 1 組（1 組当たり 25 個））は、外部電源が期待できない場合においても、通信連絡設備の動作に必要な電力を給電できる設計とする。 【計測制御系統施設】 (基本設計方針) 第 2 章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.2 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、十分な数量の<u>（vii）-⑥a テレビ会議システム（テレピ会議システム（社内向））</u>（「6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））、<u>（vii）-⑥b 専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））</u>（「6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））、<u>衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）</u>（「6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））、<u>衛星電話設備（常設）（衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力</u></p>	<p>設計及び工事の計画の（vii）-⑤は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（vii）-⑤と同義であり、整合している。</p> <p>以下、同一の用語については、通信 3 とし、説明を省略する。</p>	
<p>（vii）-⑥a 発電用原子炉施設には、<u>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、（vii）-⑥b テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</u> また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p>			<p>設計及び工事の計画の（vii）-⑥a 及び（vii）-⑥b を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>通信 2 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を^{（vii）-⑦}確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</u></p> <p><u>通信 2 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、<u>通信 3 非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）</u>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p><u>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</u></p> <p><u>（3）通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、<u>非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）</u>に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>	<p>防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（「6, 7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））を<u>設置又は保管する設計とする。</u></p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（「6, 7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。））を<u>一式設置する設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p><u>通信 2 所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、有線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を^{（vii）-⑦}備えた構成の通信回線に接続する。テレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））、衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</u>また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</p> <p><u>通信 2 所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、<u>通信 3 非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></u></p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、データ伝送設備は、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。</p> <p><中略></p>		<p>設計及び工事の計画の^{（vii）-⑦}は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{（vii）-⑦}と同義であり、整合している。</p>

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な <u>又(3)(vii)-⑧</u> 通信連絡設備を設置又は保管する。	<p>10.12.2 重大事故等時</p> <p>10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p><中略></p>	<p>【非常用電源設備】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.4 通信連絡設備用直流電源設備 送受話器（ページング）用 48V 蓄電池（「6, 7 号機共用, 6 号機に設置」（以下同じ。））（48V, 2400Ah/組（10 時間率）のものを 1 組（1 組当たり 24 個））及び 5 号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池（「6, 7 号機共用, 5 号機に設置」（以下同じ。））（48V, 1000Ah/組（10 時間率）のものを 1 組（1 組当たり 25 個））は、外部電源が期待できない場合においても、通信連絡設備の動作に必要な電力を給電できる設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略> 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な<u>又(3)(vii)-⑧a</u> 所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5 号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6, 7 号機共用, 5 号機に設置」（以下同じ。））を 5 号機原子炉建屋屋外、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び 5 号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p>	設計及び工事の計画の <u>又(3)(vii)-⑧a</u> 及び <u>又(3)(vii)-⑧b</u> は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <u>又(3)(vii)-⑧</u> を具体的に記載しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信1通信連絡設備（発電所内）</u>、<u>（文書）（vii）-⑨</u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信1通信連絡設備（発電所内）<u>（文書）（vii）-⑩</u>を設ける。</p>	<p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備 a. 通信連絡設備（発電所外） 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 衛星電話設備は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。 <中略></p> <p>10.12.2.2 設計方針 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 <u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信1通信連絡設備（発電所内）</u>、<u>（文書）（vii）-⑨</u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）<u>（文書）（vii）-⑩</u>を設ける。</p>	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>のうち<u>データ伝送装置</u>をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部：高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。 <中略> 4.2 通信連絡設備（発電所外） <中略> <u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な</u><u>（文書）（vii）-⑧b</u> 所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 <中略> 4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略> <u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な</u><u>通信1所内通信連絡設備及び計測等</u>を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信1所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に<u>（文書）（vii）-⑩a</u>設置又は保管し、必</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>（文書）（vii）-⑨</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>（文書）（vii）-⑨</u>と同義であり、整合している。 以下、同一の用語については、<u>通信4</u>とし、説明を省略する。</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>（文書）（vii）-⑩</u></p>

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信1通信連絡設備（発電所内）として、<u>（vii）-11衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携帯型音声呼出電話設備は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、通信45号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号</p>	<p>a. 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携帯型音声呼出電話設備は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号</p>	<p>要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p><u>（vii）-10a 及び（vii）-10b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>（vii）-10</u>と同義であり、整合している。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信1所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の<u>（vii）-11a 衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外、通信45号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u></p> <p><中略></p> <p><u>（vii）-11b 衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p>	<p>設計及び工事の計画の<u>（vii）-11a 及び（vii）-11b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>（vii）-11</u>と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>（vii）-11a 及び（vii）-11b</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>（vii）-11</u>と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>5号炉中央制御室内に設置する設計とする。</p> <p><u>（ヌ）（vii）-⑫衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</u></p> <p><u>充電式電池を用いるものについては、別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより（ヌ）（vii）-⑬7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、（ヌ）（vii）-⑭中央制御室又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を（ヌ）（vii）-⑮用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p>	<p>炉中央制御室内に設置する設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</u></p> <p><u>充電式電池を用いるものについては、別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p> <p><中略></p>	<p>また、中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p><u>中央制御室内に設置する（ヌ）（vii）-⑫衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置する衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</u></p> <p><u>充電式電池を使用する所内通信連絡設備については、予備の充電式電池と交換すること又は予備の端末と交換することにより、継続して通話（ヌ）（vii）-⑬ができる。使用後の充電式電池は、（ヌ）（vii）-⑭5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を（ヌ）（vii）-⑮使用する所内通信連絡設備については、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画の（ヌ）（vii）-⑫は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（ヌ）（vii）-⑪と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（ヌ）（vii）-⑬は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（ヌ）（vii）-⑭を含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（ヌ）（vii）-⑭は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（ヌ）（vii）-⑮を詳細設計した結果であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>（vii）-16 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、コントロール建屋内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、通信45号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、（vii）-17非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備</p>	<p>b. 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、コントロール建屋内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、（vii）-17非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替</p>	<p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p>また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）（vii）-16bのうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、通信45号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、（vii）-17非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替</p>	<p>設計及び工事の計画の（vii）-15は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（vii）-16と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（vii）-16a及び（vii）-16bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の（vii）-16と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するため</u> <u>（3）（vii）-⑯の通信連絡設備（発電所内）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</u>...</p>	<p>交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>c. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）</p> <p><u>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</u></p>	<p>電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び</u> <u>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するため</u> <u>（3）（vii）-⑯の必要な所内通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u></p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</u></p>	<p>⑯と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（3）（vii）-⑯は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（3）（vii）-⑯を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>又(3)(vii)-⑯緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム(SPDS)、無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては、固縛又は又(3)(vii)-⑰転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信2]通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信2]通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信2]通信連絡設備（発電所外）として、又(3)(vii)-⑯衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>又(3)(vii)-⑯衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信2]通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p>	<p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>b. データ伝送設備</p>	<p><中略></p> <p>又(3)(vii)-⑯重大事故等が発生した場合に必要な所内通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム(SPDS)については、基準地震動による地震力に対し、又(3)(vii)-⑰地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信2]通信連絡設備及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するため必要な通信2]通信連絡設備として、必要な数量の又(3)(vii)-⑯衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を通信4]5号機原子</p>	<p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑯は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-⑯と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑰は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-⑰を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑯は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-⑯と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の又(3)(vii)-⑯は、設置変更許可申請書（本文（五号））の又(3)(vii)-⑯と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>タを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>データ伝送設備は、通信45号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</u></p> <p>なお、データ伝送設備^{(3)(vii)-㉓}を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）の緊急時対策支援システム伝送装置と同じである。</p> <p>^{(3)(vii)-㉔}統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、通信45号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>^{(3)(vii)-㉕}統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</u></p> <p><u>データ伝送設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</u></p> <p>なお、データ伝送設備^{(3)(vii)-㉓}を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は、「(1)b. 安全パラメータ表示システム（SPDS）」と同じである。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p><u>炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に一式設置する設計とする。</u></p> <p><u>ヌ(3)(vii)-㉖a衛星電話設備（常設）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p> <p>また、中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><中略></p> <p><u>ヌ(3)(vii)-㉖b衛星電話設備（可搬型）は、充電式電池を使用する設計とする。</u></p> <p>充電式電池を使用する所内通信連絡設備については、予備の充電式電池と交換すること又は予備の端末と交換することにより、継続して通話ができる。使用後の充電式電池は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>データ伝送設備^{(3)(vii)-㉓}は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び^{(3)(vii)-㉕}は、設置変更許可申請</p>	<p>具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の^{(3)(vii)-㉓}は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{(3)(vii)-㉖}を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の^{(3)(vii)-㉔}は、設置変更許可申請書（本文（五号））の^{(3)(vii)-㉖}と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の^{(3)(vii)-㉕}は、設置変更許可申請</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための （3）（vii）-㉖通信連絡設備（発電所外）は、通信連絡設備（発電所外）と同じである。</p> <p>（3）（vii）-㉗緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワーク</p>	<p><中略></p> <p>c. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外） 重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、データ伝送設備、無線連絡設備、携帯型音</p>	<p>(3) (vii)-㉔統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を通信45号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置する衛星電話設備（常設）及び（3）（vii）-㉕統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外） <中略> 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するためには必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の（3）（vii）-㉖衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略> （3）（vii）-㉗重大事故等が発生した場合に必要な所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定によ</p>	<p>書（本文（五号））の（3）（vii）-㉕と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（3）（vii）-㉖は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（3）（vii）-㉗を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の（3）（vii）-㉗は、設置変更許可申請書（本文（五号））の（3）（vii）-㉘を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>を用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</u>	<u>声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</u>	<u>る転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</u>	整合している。	
<u>非常用交流電源設備については、又、(2) 非常用電源設備の構造に記載する。</u>	<u>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</u>		設置変更許可申請書（本文（五号））「又、(2) 非常用電源設備」に示す。	
<u>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、又、(2), (iv) 代替電源設備に記載する。</u>	<u>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</u>		設置変更許可申請書（本文（五号））「又、(2), (iv) 代替電源設備」に示す。	
<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、又、(3), (vi) 緊急時対策所に記載する。</u>	<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</u> <u><中略></u>	<u>6. 設備の共用</u> <u><中略></u>	設置変更許可申請書（本文（五号））「又、(3), (vi) 緊急時対策所」に示す。	
<u>通信 45号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u>	<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u>	<u>通信 45号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置する衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）、5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）及びデータ伝送設備は、号機の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、6号機及び7号機で共用する設計とする。</u> <u>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、6号機及び7号機に必要な容量を確保するとともに、号機の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u>	設置変更許可申請書（本文（五号））「又、(2), (iv) 代替電源設備」に示す。	
<u>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u>	<u>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u>		設置変更許可申請書（本文（五号））「又、(3), (vi) 緊急時対策所」に示す。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(3)(vii)-⑧通信連絡設備の一覧を以下に示す...</p> <p>・□(3)(vii)-⑨送受話器(警報装置を含む。) (6号及び7号炉共用) □(3)(vii)-⑩(「緊急時対策所」と兼用) □(3)(vii)-⑪一式 ・□(3)(vii)-⑫電力保安通信用電話設備 (6号及び7号炉共用) □(3)(vii)-⑬(「緊急時対策所」と兼用) □(3)(vii)-⑭一式</p>	<p>10.12.1.4 主要設備 (1) 通信連絡設備（発電所内） <中略> 主要な設備は、以下のとおりとし、多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する。 ・送受話器（警報装置を含む。）(6号及び7号炉共用) ・電力保安通信用電話設備 (6号及び7号炉共用) <中略></p>	<p>4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） 警報装置として、□(3)(vii)-⑪a 十分な数量の□(3)(vii)-⑨a 送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、□(3)(vii)-⑪b 十分な数量の□(3)(vii)-⑨b 送受話器（ページング）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。）），□(3)(vii)-⑫電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」，「6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」，「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 なお、□(3)(vii)-⑩5号機原子炉建屋内緊急時対策所</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））□(3)(vii)-⑧に整合していることは、以下に示す。</p> <p>設計及び工事の計画の□(3)(vii)-⑨a 及び□(3)(vii)-⑩b は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(vii)-⑨と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(3)(vii)-⑪a 及び□(3)(vii)-⑫は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(vii)-⑪と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(3)(vii)-⑬は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(vii)-⑬を含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(3)(vii)-⑭は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(3)(vii)-⑭と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>・<u>テレビ会議システム（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>ヌ(3)(vii)-⑬〔緊急時対策所」と兼用〕 ヌ(3)(vii)-⑭一式</p> <p>・<u>専用電話設備（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>ヌ(3)(vii)-⑬〔緊急時対策所」と兼用〕 ヌ(3)(vii)-⑭一式</p> <p>・<u>衛星電話設備（社内向）（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>ヌ(3)(vii)-⑬〔緊急時対策所」と兼用〕 ヌ(3)(vii)-⑭一式</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>・<u>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>ヌ(3)(vii)-⑮〔緊急時対策所」と兼用〕 ヌ(3)(vii)-⑯一式</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外） <中略> 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>・<u>テレビ会議システム（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>・<u>専用電話設備（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>・<u>衛星電話設備（社内向）（6号及び7号炉共用）</u> <中略></p> <p>第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様 (1) 無線連絡設備 <u>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等）</p>	<p>内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 <中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、ヌ(3)(vii)-⑭十分な数量の<u>テレビ会議システム</u>（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、<u>専用電話設備</u>（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、<u>衛星電話設備（社内向）</u>（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。</p> <p>なお、ヌ(3)(vii)-⑬5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内） <中略></p> <p>警報装置として、十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コ</p>	<p>設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑬は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑭と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑭は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑮を含んでおり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
・無線連絡設備（常設） (3) (vii)-⑦〔中央制御室〕と兼用) (3) (vii)-⑧一式	・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式 <u>無線連絡設備（常設）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式 (2) 衛星電話設備 <u>衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個数 一式 <u>衛星電話設備（常設）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個数 一式 (6) <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） a. インターフォン 使用回線 有線系回線 個数 一式 (3) <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>	コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6, 7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、 <input checked="" type="checkbox"/> (3) (vii)-⑨十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備」、「6, 7号機共用、5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6, 7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（「7号機設備」、「6, 7号機共用、5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6, 7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））， <u>衛星電話設備（常設）</u> （「7号機設備」，「6, 7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））， <u>衛星電話設備（可搬型）</u> （「6, 7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））， <u>無線連絡設備（常設）</u> （「7号機設備」，「6, 7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））， <u>無線連絡設備（可搬型）</u> （「6, 7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」，「6, 7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、 <u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u> （「7号機設備」，「6, 7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 なお、(3) (vii)-⑩5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。 <中略> 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために	書（本文（五号））の(3) (vii)-⑨と同義であり、整合している。	設計及び工事の計画の(3) (vii)-⑩は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(3) (vii)-⑨を含んでおり、整合している。	「無線連絡設備（常設）」及び「衛星電話設備（常設）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における(3) (vii)-⑪を設計及び工事の計画の主たる登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しており、整合している。
・衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） (3) (vii)-⑫〔緊急時対策所〕と兼用) (3) (vii)-⑬一式			設計及び工事の計画の(3) (vii)-⑭は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(3) (vii)-⑬を同義であり、整合している。	設計及び工事の計画の(3) (vii)-⑮は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(3) (vii)-⑬を含んでおり、整合している。	
・衛星電話設備（常設） (3) (vii)-⑭〔中央制御室〕と兼用) (3) (vii)-⑮一式			設計及び工事の計画の(3) (vii)-⑯は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(3) (vii)-⑮を同義であり、整合している。	設計及び工事の計画の(3) (vii)-⑰は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(3) (vii)-⑯を含んでおり、整合している。	
・(3) (vii)-⑯5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用） (3) (vii)-⑰〔緊急時対策所〕と兼用) (3) (vii)-⑱一式			設計及び工事の計画の(3) (vii)-⑲は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(3) (vii)-⑰を同義であり、整合している。	設計及び工事の計画の(3) (vii)-⑳は、設置変更許可申請書（本文（五号））の(3) (vii)-⑲を含んでおり、整合している。	
・安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援					

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用） <u>〔<u>（3）（vii）-④</u>〔計測制御系統施設〕及び<u>〔（3）（vii）-⑩</u>〔緊急時対策所〕と兼用〕一式</u></p>	<p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） <p>a. データ伝送装置 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>b. 緊急時対策支援システム伝送装置（6号及び7号炉共用） 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 二式</p> <p>c. SPDS表示装置（6号及び7号炉共用） 個数 一式</p>	<p>必要な所内通信連絡設備として、〔<u>（3）（vii）-⑩</u>必要な数量の衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に保管する設計とする。また、〔<u>（3）（vii）-⑩</u>5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「<u>6,7号機共用</u>、5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋外、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内にそれぞれ一式設置する設計とする。</p> <p>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。〔<u>（3）（vii）-⑩</u>5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。<中略></p> <p>2. 計測装置等</p> <p>2.3 計測結果の表示、記録及び保存</p> <p><中略></p> <p>重大事故等の対応に必要となるパラメータは、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>（「7号機設備」、「緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6,7号機共用、5号機に設置」）のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保</p>	<p>「安全パラメータ表示システム（SPDS）」は、設置変更許可申請書（本文（五号））における〔<u>（3）（vii）-④</u>〕を設計及び工事の計画の主たる登録として「計測制御系統施設」のうち「基本設計方針」に整理しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>・<u>ヌ(3)(vii)-②</u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (6号及び7号炉共用)</p> <p><u>ヌ(3)(vii)-④</u>〔緊急時対策所」と兼用)</p> <p><u>ヌ(3)(vii)-④</u>一式</p>	<p>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (6号及び7号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） <p>a. テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>b. IP-電話機（6号及び7号炉共用） 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>c. IP-FAX（6号及び7号炉共用）</p>	<p>存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】 (要目表)</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>1. 中央制御室機能</p> <p>1.4 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）と通信連絡を行うため、必要な数量の<u>衛星電話設備（常設）</u>及び<u>無線連絡設備（常設）</u>を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>4. 通信連絡設備</p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、<u>ヌ(3)(vii)-④</u>十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向）及び衛星社内電話機）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び<u>ヌ(3)(vii)-②</u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機）</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>ヌ(3)(vii)-②</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>ヌ(3)(vii)-④</u>と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>ヌ(3)(vii)-④</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>ヌ(3)(vii)-④</u>と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>ヌ(3)</u></p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>・データ伝送設備（6号及び7号炉共用） 一式</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>・<u>ヌ(3)(vii)-⑮a 携帯型音声呼出電話設備（6号及び7号炉共用）</u> ヌ(3)(vii)-⑯ 「緊急時対策所」と兼用 ヌ(3)(vii)-⑰ 一式</p> <p>・<u>ヌ(3)(vii)-⑮b 携帯型音声呼出電話設備</u> ヌ(3)(vii)-⑯ 一式</p> <p>・<u>無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用）</u> ヌ(3)(vii)-⑯ 「緊急時対策所」と兼用 ヌ(3)(vii)-⑰ 一式</p>	<p>使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>(5) <u>データ伝送設備（6号及び7号炉共用）</u> <中略></p> <p>a. 緊急時対策支援システム伝送装置（6号及び7号炉共用）</p> <p>使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様</p> <p>(1) <u>携帯型音声呼出電話設備（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） <p>a. 携帯型音声呼出電話機（6号及び7号炉共用）</p> <p>使用回線 有線系回線 個数 一式</p> <p>(2) <u>携帯型音声呼出電話設備</u> <中略></p> <p>a. 携帯型音声呼出電話機</p> <p>使用回線 有線系回線 個数 一式</p> <p>(3) <u>無線連絡設備</u> <u>無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） <p>使用回線 無線系回線 個数 一式</p>	<p>及び IP-FAX）（「6,7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）を設置又は保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、<u>データ伝送設備（6,7号機共用, 5号機に設置）</u>（以下同じ。）を<u>一式</u>設置する設計とする。 なお、<u>ヌ(3)(vii)-⑯ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</u></p> <p><中略></p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p><中略></p> <p>警報装置として、十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」、「6,7号機共用, 5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用, 6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、<u>ヌ(3)(vii)-⑰ 十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備」、「6,7号機共用, 5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用, 6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及びFAX）（「7号機設備」、「6,7号機共用, 5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS 端末）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用, 6号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可搬型）（「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）），<u>無線連絡設備（可搬型）（「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））及びヌ(3)(vii)-⑯ 携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））</u>及びヌ(3)(vii)-⑯ 携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」，「6,7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））</u></p>	<p>(vii)-⑭は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑯を含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑮は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑯と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑯は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑰と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑰は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑯と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のヌ(3)(vii)-⑯は、設置変更許可申請書（本文（五号））のヌ(3)(vii)-⑰を含んでおり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>・衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） (3) (vii)-⑯〔緊急時対策所」と兼用〕 (3) (vii)-⑰一式</p> <p>(3) (vii)-⑯携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	<p>(4) 衛星電話設備 <u>衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個数 一式</p>	<p>じ。））を設置又は保管する設計とする。 また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。 なお、(3) (vii)-⑯5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>4.1 通信連絡設備（発電所内） (3) (vii)-⑯a原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 警報装置として、十分な数量の送受話器（ページング）（警報装置）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」）及び送受話器（ページング）（警報装置）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。））並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器（ページング）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」），送受話器（ページング）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。）），電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」），電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外）（「6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（常設）（「7号機設備」、「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）），衛星電話設備（可</p>	設計及び工事の計画の (3) (vii)-⑯a ～ (3) (vii)-⑯d は、設置変更許可申請書（本文（五号））の (3) (vii)-⑯ を具体的に記載しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>搬型)（「6, 7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。）），無線連絡設備（常設）（「7号機設備」，「6, 7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。）），無線連絡設備（可搬型）（「6, 7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（「7号機設備」，「6, 7号機共用, 5号機に保管」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）（「7号機設備」，「6, 7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>ヌ(3)(vii)-⑧b 重大事故等が発生した場合において，発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として，必要な数量の衛星電話設備（常設），無線連絡設備（常設）及び携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部：高気密室）内に設置又は保管し，必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備（可搬型）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部：高気密室）内に保管する設計とする。また，5号機屋外緊急連絡用インターフォン（インターフォン）（「6, 7号機共用, 5号機に設置」（以下同じ。））を5号機原子炉建屋屋外，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお，可搬型については必要な数量に加え，故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部：高気密室）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>策本部・高気密室)内にそれぞれ一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>又(3)(vii)-④c 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム（テレビ会議システム（社内向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、専用電話設備（専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体他向））（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（社内向）（テレビ会議システム（社内向））及び衛星社内電話機）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を一式設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>又(3)(vii)-④d 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所外通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な所外通信連絡設備として、必要な数量の衛星電話設備（常設）を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>の予備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成する<u>データ伝送設備</u>を、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に一式設置する設計とする。</p> <p>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p><中略></p>		